

さぬき市こども計画

－ 計画の概要（骨子案） －

2024（令和6）年10月16日

香川県 さぬき市

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要-----	1
【1】計画策定の社会的背景-----	1
【2】国の大綱と本計画の関係-----	3
【3】計画策定の趣旨-----	4
【4】計画の位置付けと期間-----	5
【5】計画の策定方法-----	6
第2章 さぬき市の子どもを取り巻く現状-----	7
【1】社会環境-----	7
【2】教育・保育施設の状況-----	15
第3章 第2期計画の主な取組と今後の課題-----	16
【1】教育・保育の量の見込みと実績-----	16
【2】地域子ども・子育て支援事業の状況-----	18
【3】第2期計画の主な取組と今後の課題-----	21
【4】アンケート結果から読み取れる現状と課題-----	34
第4章 こども施策の推進に関する考え方-----	
【1】基本的な方針と基本理念-----	
【2】施策体系-----	
第5章 子ども・子育て支援施策の展開-----	
[1] 施策の展開-----	
【基本目標1】安心して産み・育てられる支援体制の整備-----	
【基本目標2】母性と乳幼児の健康づくりの支援-----	
【基本目標3】のびのびと育つ環境づくり-----	
【基本目標4】配慮が必要な子どもや家庭への支援-----	
【基本目標5】安心して暮らすことのできる基盤の整備-----	
[2] 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保-----	
【1】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について-----	
【2】教育・保育提供区域の設定と量の見込みの算出について-----	
【3】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期-----	
【4】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制-----	
第6章 子どもの貧困対策の推進（「子どもの貧困対策推進計画」）-----	
第7章 子ども・若者への支援対策の推進（「子供・若者計画」）-----	
第8章 計画の推進体制-----	

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景

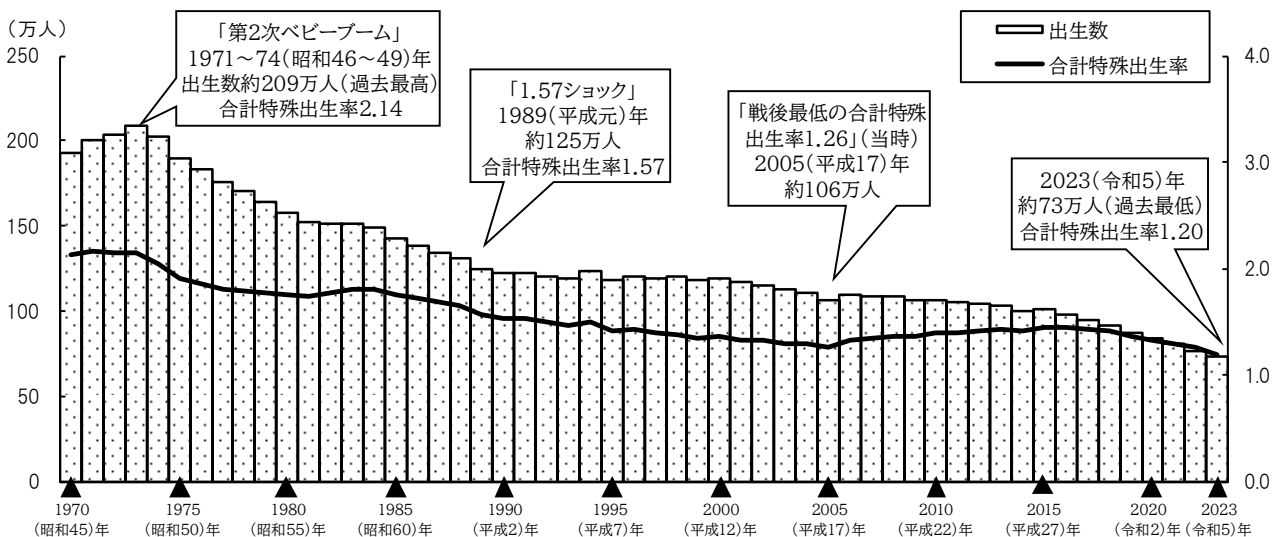
近年、我が国においては、総人口の減少をはじめ少子高齢化や世帯人員の縮小、就労環境の変化等を背景に、家庭や地域における子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。育児不安を抱える家庭への対応や子どもの貧困問題、子どもへの虐待やヤングケアラー問題^{※1}など、様々な課題が顕在化しています。子育てを取り巻く社会的課題の解決に向けて、地域社会全体で子育て支援施策に取り組むことが求められています。

また、我が国の2023（令和5）年における出生数は約73万人と、過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.20と、長期的に減少傾向にあります。

このような中、国においては、2021（令和3）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「こどもまんなか社会^{※2}」の実現を目指す取組が進められることとなりました。2023（令和5）年には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「こども家庭庁」が創設され、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進することとしています。

「こども基本法」は、社会全体で子ども施策に取り組み、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律で「さぬき市こども計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：人口動態統計

- ※1 子どもが、本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護その他の日常生活上の世話などを、過度に行っていると認められる場合の様々な問題のこと。
- ※2 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

参考「こども基本法」の目的(要旨)

- 「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)※」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。
- こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

※ 1994(平成6)年4月22日に批准

「こども大綱」は「こども基本法」第9条の規定に基づく、子ども施策に関する基本的な方針をはじめ、子ども施策に関する重要事項及び子ども施策を推進するために必要な事項を定めたものです。

本計画は「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、本市で育つ全ての子どもや若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

「こども大綱」においては「こどもまんなか社会」の実現に向けて「日本国憲法」及び「こども基本法」「子どもの権利条約」の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府における子ども施策の基本的な方針とすることを定めています。

【 「こども大綱」におけるこども施策に関する基本的な方針 】

-
- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
 - ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
 - ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
 - ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
 - ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
 - ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
-

【2】国の大綱と本計画の関係

「こども大綱」は「少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）」「子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）」の規定に基づく 3 つの大綱を融合し、これまで個別に推進されてきた子ども施策を一元化し、総合的に推進することとしています。

【 「こども大綱」に関連する 3 つの大綱の概要 】

少子化社会対策大綱^{※1}	【 主な施策 】 <ul style="list-style-type: none">・ 結婚支援、妊娠・出産への支援・ 仕事と子育ての両立支援・ 地域・社会による子育て支援や経済的支援 など
子供・若者育成支援推進大綱^{※2}	【 基本的な方針・施策 】 <ul style="list-style-type: none">・ 全ての子供・若者の健やかな育成・ 困難を有する子供・若者やその家族の支援・ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援・ 子供・若者の成長のための社会環境の整備・ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援 など
子供の貧困対策に関する大綱^{※3}	【 重点施策 】 <ul style="list-style-type: none">・ 教育の支援・ 生活の安定に資するための支援・ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援・ 経済的支援 など

※1 令和 2（2020）年 5 月 29 日閣議決定

※2 令和 3（2021）年 4 月 6 日子ども・若者育成支援推進本部決定

※3 令和元（2019）年 11 月 29 日閣議決定

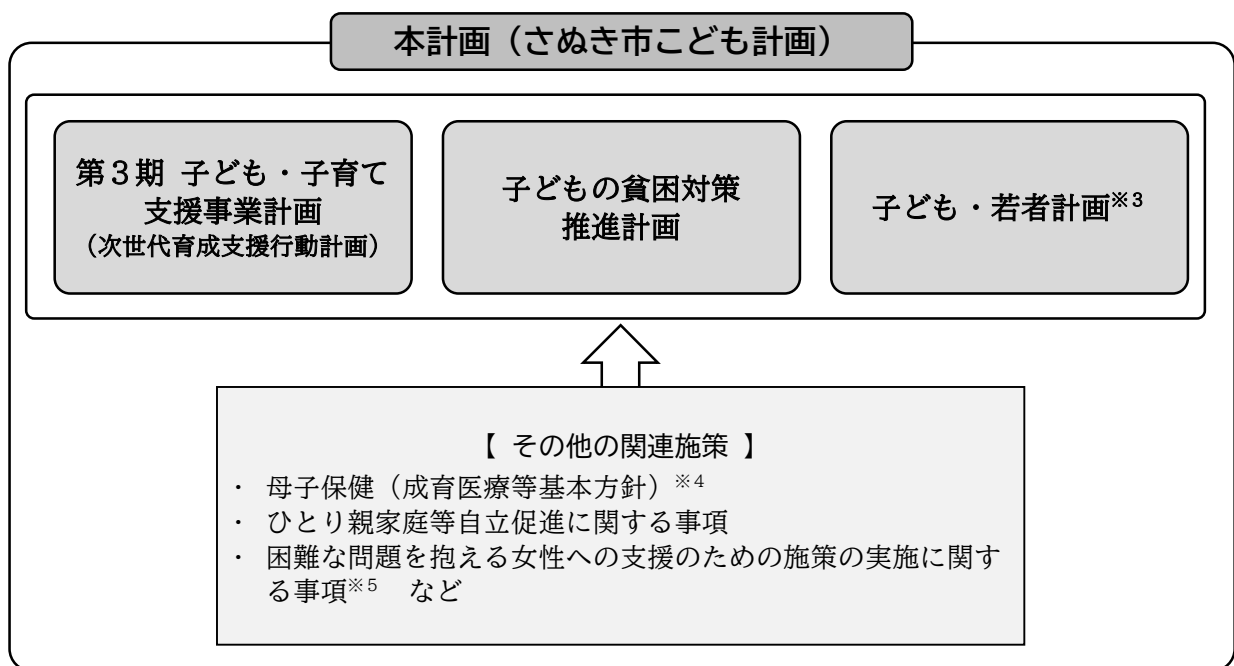
「こども基本法」第 10 条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。本計画には「こども大綱」と、それに関連する上記の 3 つの大綱を踏まえ、子どもの健やかな成長に対する支援等をはじめ、若者や子育て家庭に関連する施策を策定します。

【3】計画策定の趣旨

本市では、2020（令和2）年3月に、2020（令和2）年度を初年度とし2024（令和6）年度までを計画期間とする「第2期 さぬき市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を、国の指針^{※1}に基づき策定しました。第2期計画では「ゆるぎたるぎで みんなで子育て のびのび子育て さぬきっ子」を基本理念に掲げ、さぬき市の未来を担う宝である子どもが、明るくのびやかに育ち、自身で未来を切り開いていける人に育つことができる環境づくりを目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。

「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{※2}」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に規定する「子どもの貧困対策についての市町村計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 少子化社会対策に関する施策を含む。

※4 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本の方針（令和5年3月22日閣議決定）」

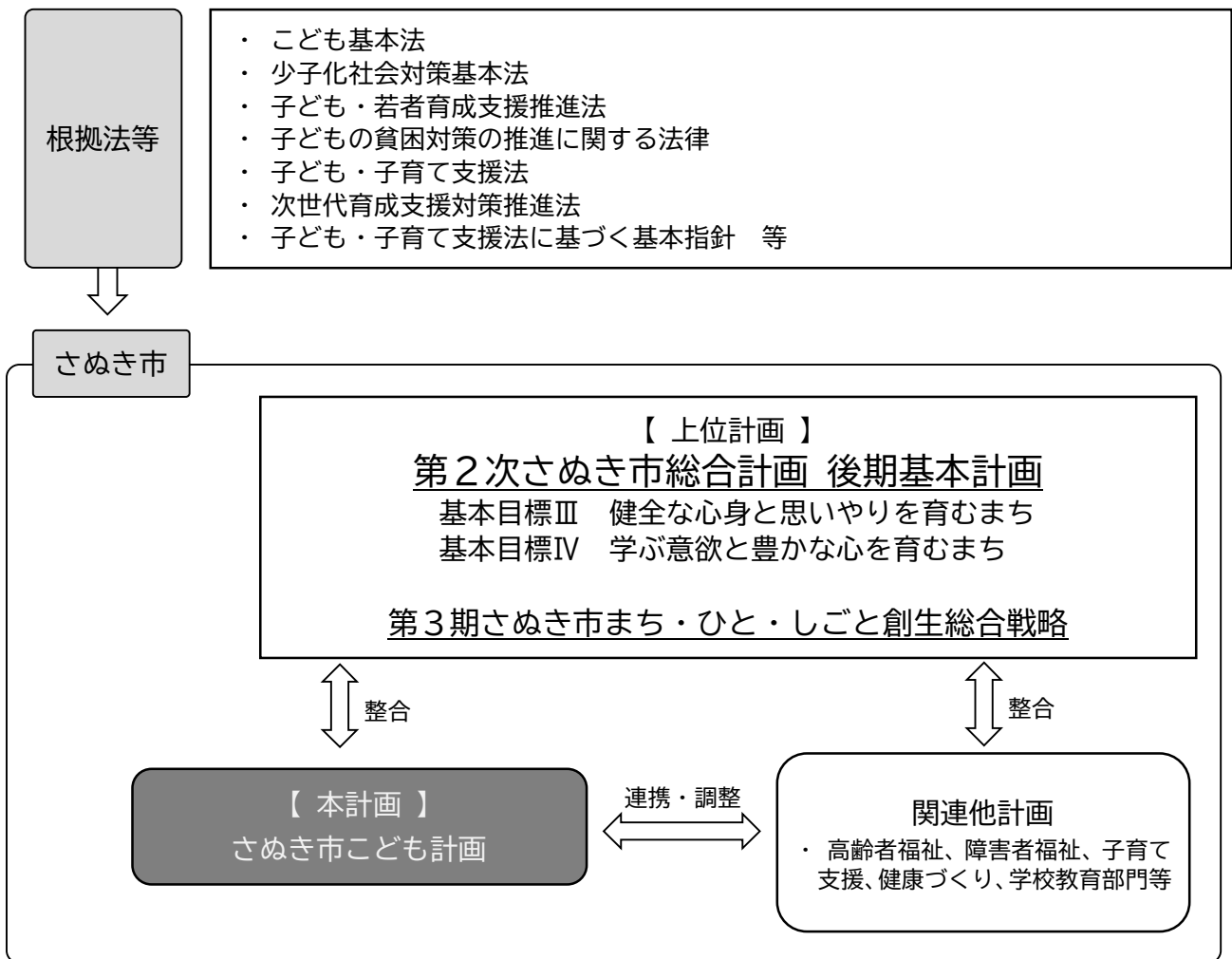
※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

【4】計画の位置付けと期間

1 本市における計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「第2次さぬき市総合計画 後期基本計画」及び「第3期さぬき市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方針に沿って策定するとともに、関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】



2 計画の期間

本計画の対象期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

【5】計画の策定方法

1 さぬき市子ども・子育て会議における協議

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「さぬき市子ども・子育て会議」における協議を通して、様々な立場から意見をいただくとともに、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

2 アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、子育て支援事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握するとともに、小中学生及びその保護者、若者における生活の実態や暮らしやすいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

	就学前児童 保護者	小学生児童 保護者	小中学生	小中学生の 保護者	市民（若者）	
調査名称	さぬき市子育て支援に関する アンケート調査		小学生・中学生 の生活に ついての アンケート調査	子どもの 生活実態に 関する調査	さぬき市 市民の意識と 生活に関する アンケート調査	
調査対象	市内に居住する 就学前の子ども がいる家庭	市内に居住する 小学生の子ども がいる家庭	小学5年生 中学2年生	左記小中学生の 保護者	16歳～29歳 の市民	
調査方法	郵送配布～郵送回収及び Webサイト上で回答		学校を通じた配布～ Webサイト上で回答		郵送配布～郵送 回収及びWeb サイト上で回答	
調査期間	2024（令和6）年6～7月					
回収 状況	配布数	1,000人	1,000人	小学生337人 中学生328人 合計665人	小学生337人 中学生328人 合計665人	1,000人
	有効 回収数	464人 (うちWeb192人)	504人 (うちWeb224人)	小学生331人 中学生323人 合計654人	小学生240人 中学生212人 合計452人	289人 (うちWeb124人)
	有効 回収率	46.4% (Web19.2%)	50.4% (Web22.4%)	小学生98.2% 中学生98.5% 合計98.3%	小学生71.2% 中学生64.6% 合計68.0%	28.9% (Web12.4%)

第2章 さぬき市の子どもを取り巻く現状

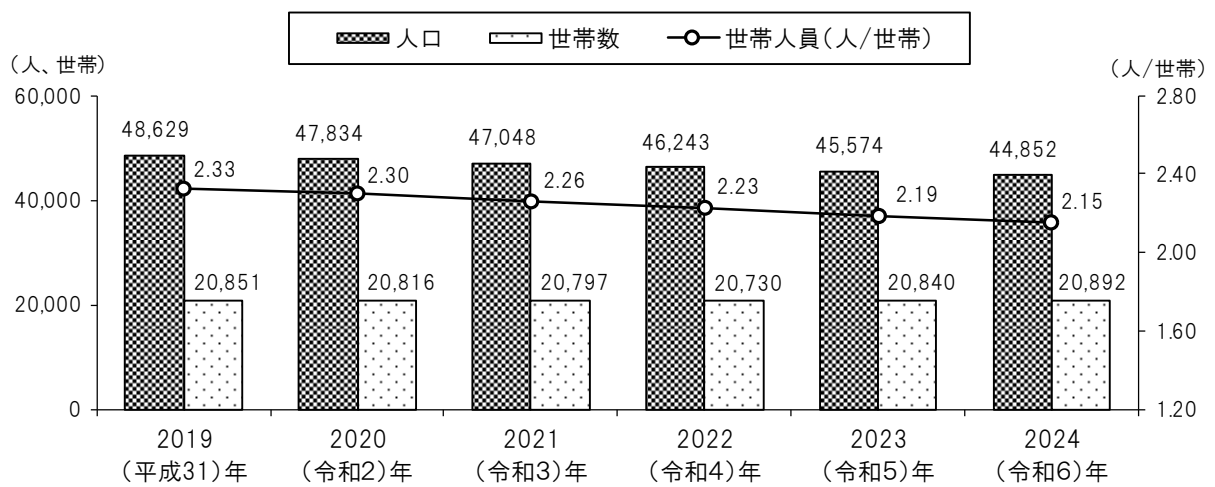
【1】社会環境

1 人口の状況

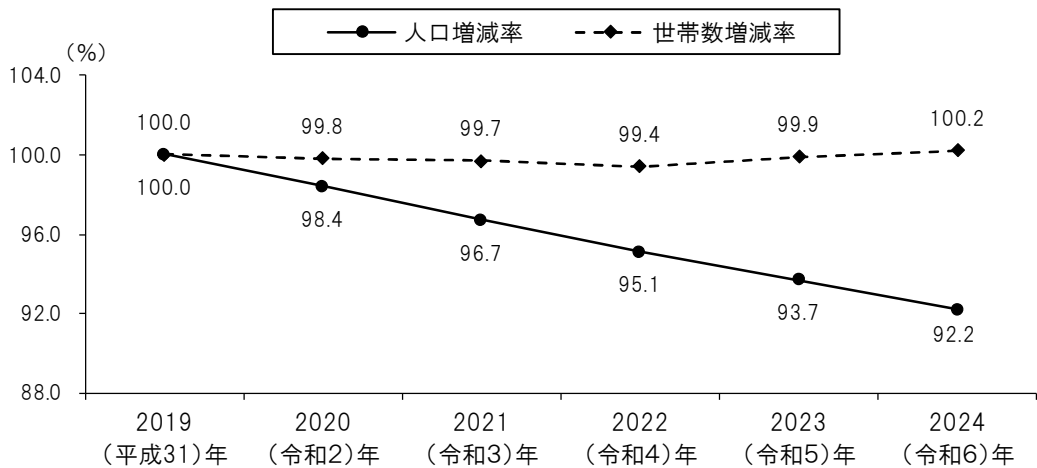
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、2024（令和6）年3月現在 44,852 人となっています。世帯数はおおむね横ばいで推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、2019（平成31）年の2.33人から2024（令和6）年で2.15人となっています。

【人口・世帯数の推移】



【人口・世帯数増減率】



注：増減率は、2019（平成31）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」についても、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

2023（令和5）年では、合計714人の人口減少となっています。

【 人口動態 】

(単位：人)

	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
2020(令和2)年	190	666	-476	978	1,313	-335	-811
2021(令和3)年	191	745	-554	1,029	1,224	-195	-749
2022(令和4)年	174	801	-627	1,257	1,369	-112	-739
2023(令和5)年	158	756	-598	1,257	1,373	-116	-714

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

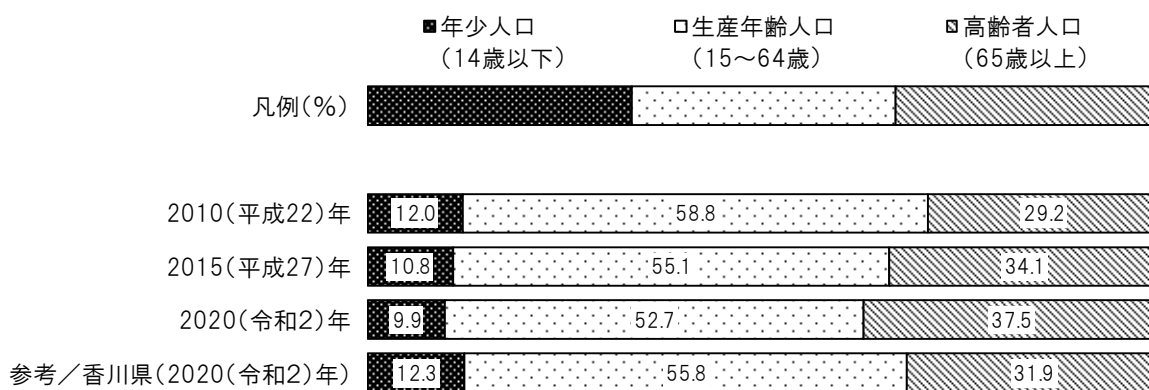
資料：香川県人口移動調査（各年1月～12月合計）

(3) 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、2020（令和2）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が9.9%、「生産年齢人口（15～64歳）」が52.7%、「高齢者人口（65歳以上）」が37.5%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、香川県の平均を上回っています。一方、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

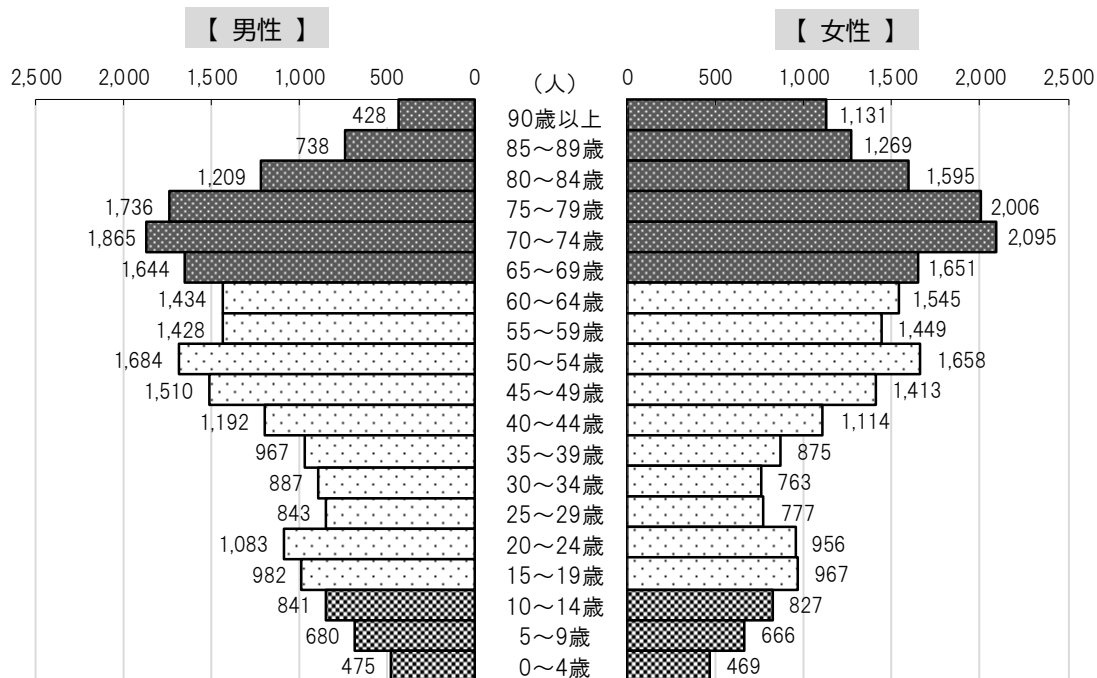
【 年齢3区分別人口構成比 】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に50代前半の「団塊ジュニア層」及びその親世代である70代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、70歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

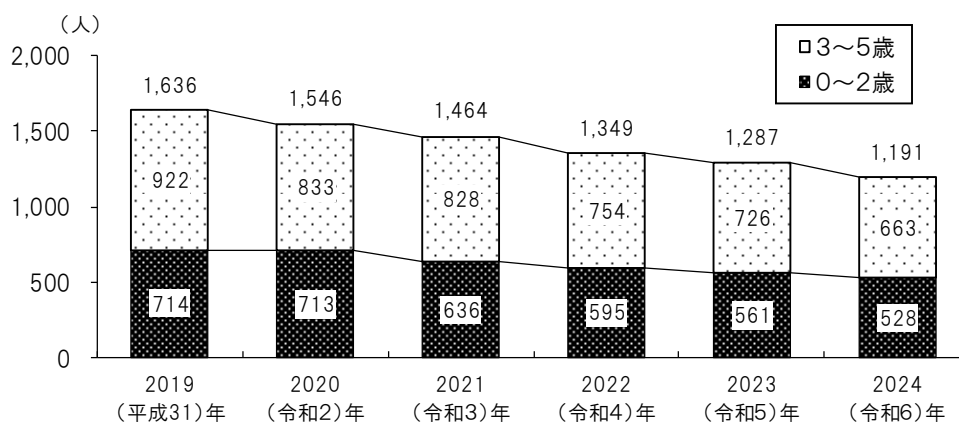


資料：住民基本台帳（2024（令和6）年3月末日現在）

（4）子どもの人口推移

本市の5歳以下の子どもの人口推移をみると、2024（令和6）年3月現在で1,191人と、この5年間で445人減少しています。

【子どもの年齢別人口推移】



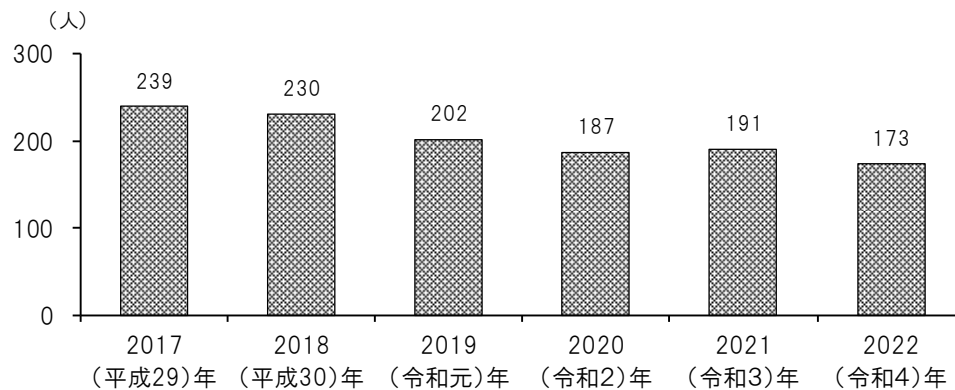
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は、緩やかな減少傾向にあり、2022（令和4）年は173人となっています。

【 出生数の推移 】

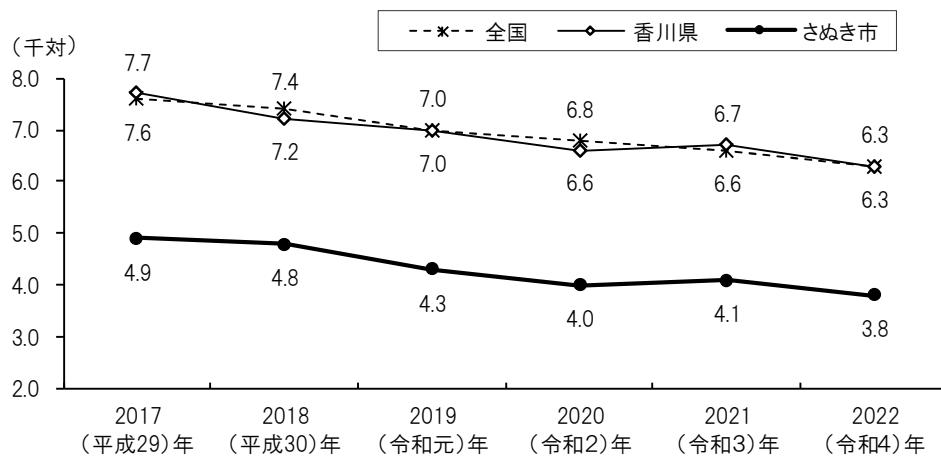


資料：人口動態統計

(2) 出生率の推移

本市の出生率は、全国や香川県の平均を大きく下回って推移しています。

【 出生率の推移（人口千対） 】

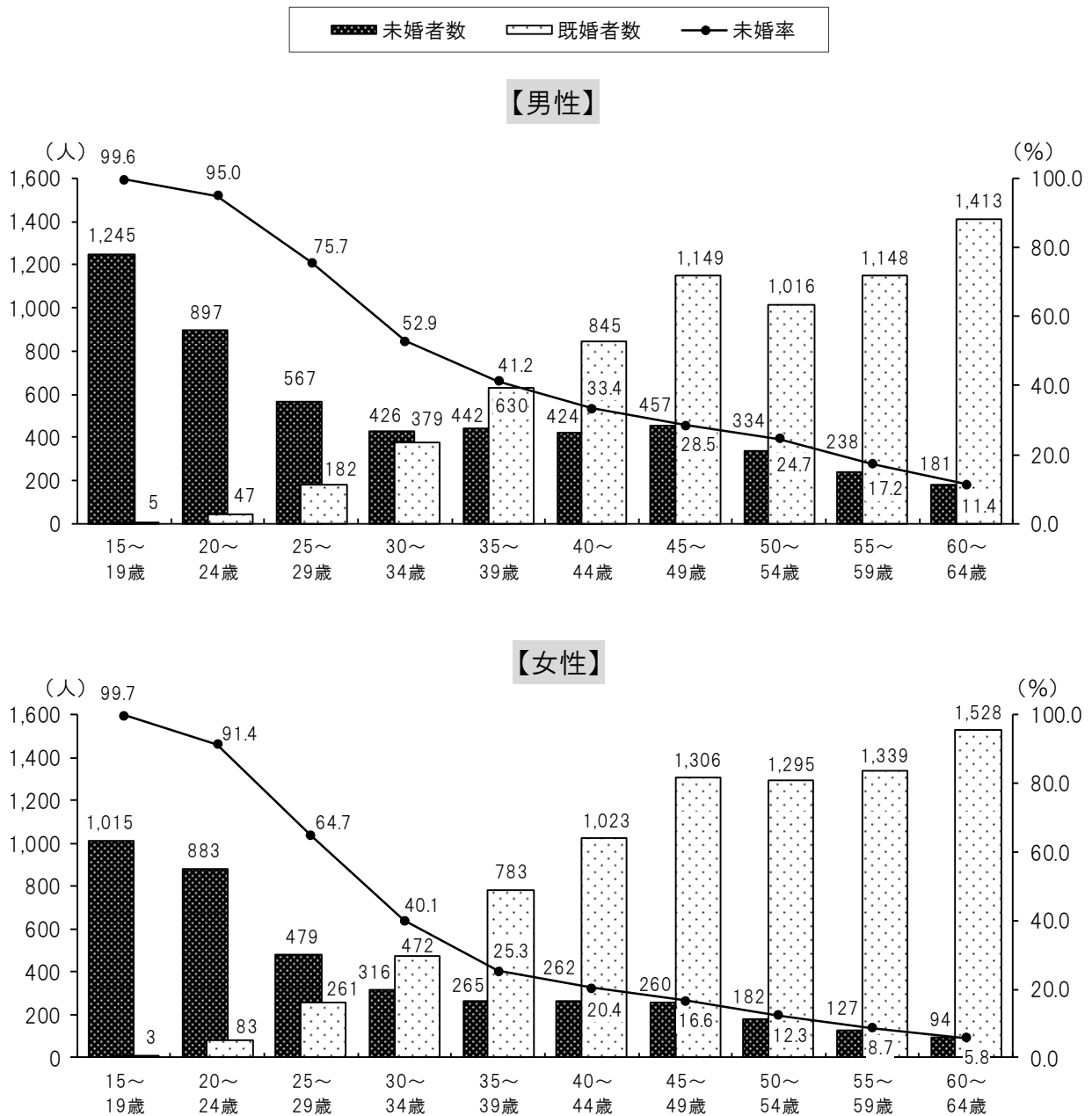


資料：人口動態統計

(3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代後半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



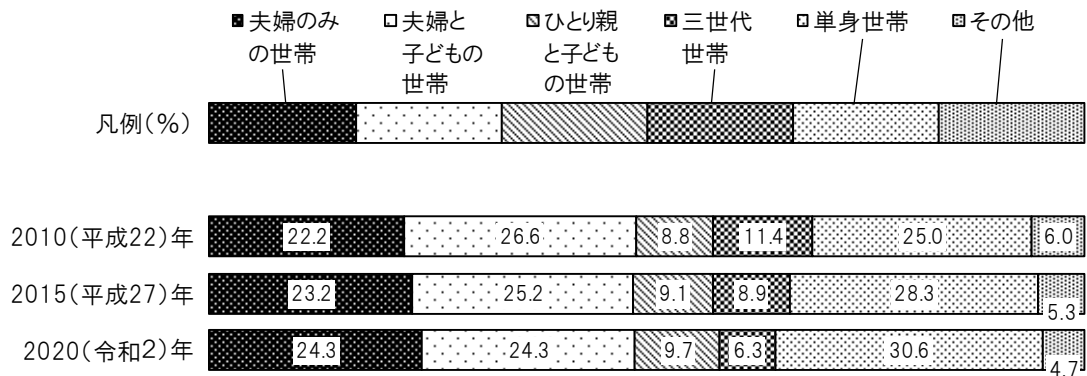
資料：国勢調査（2020（令和2）年）

3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、2010（平成22）年から2020（令和2）年までの推移で見ると、「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

(2) ひとり親家庭の状況

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、2020（令和2）年では255世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【 ひとり親家庭の状況※ 】

	2010(平成22)年	2015(平成27)年	2020(令和2)年
ひとり親家庭(合計)	290	313	255
母子世帯数	252(86.9%)	271(86.6%)	216(84.7%)
父子世帯数	38(13.1%)	42(13.4%)	39(15.3%)

※ 20歳未満の子どもがいる世帯
資料：国勢調査

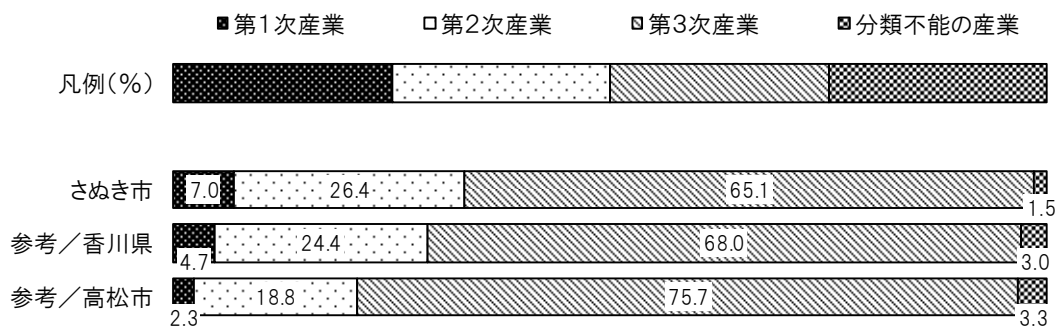
4 就業の状況

(1) 就業構造

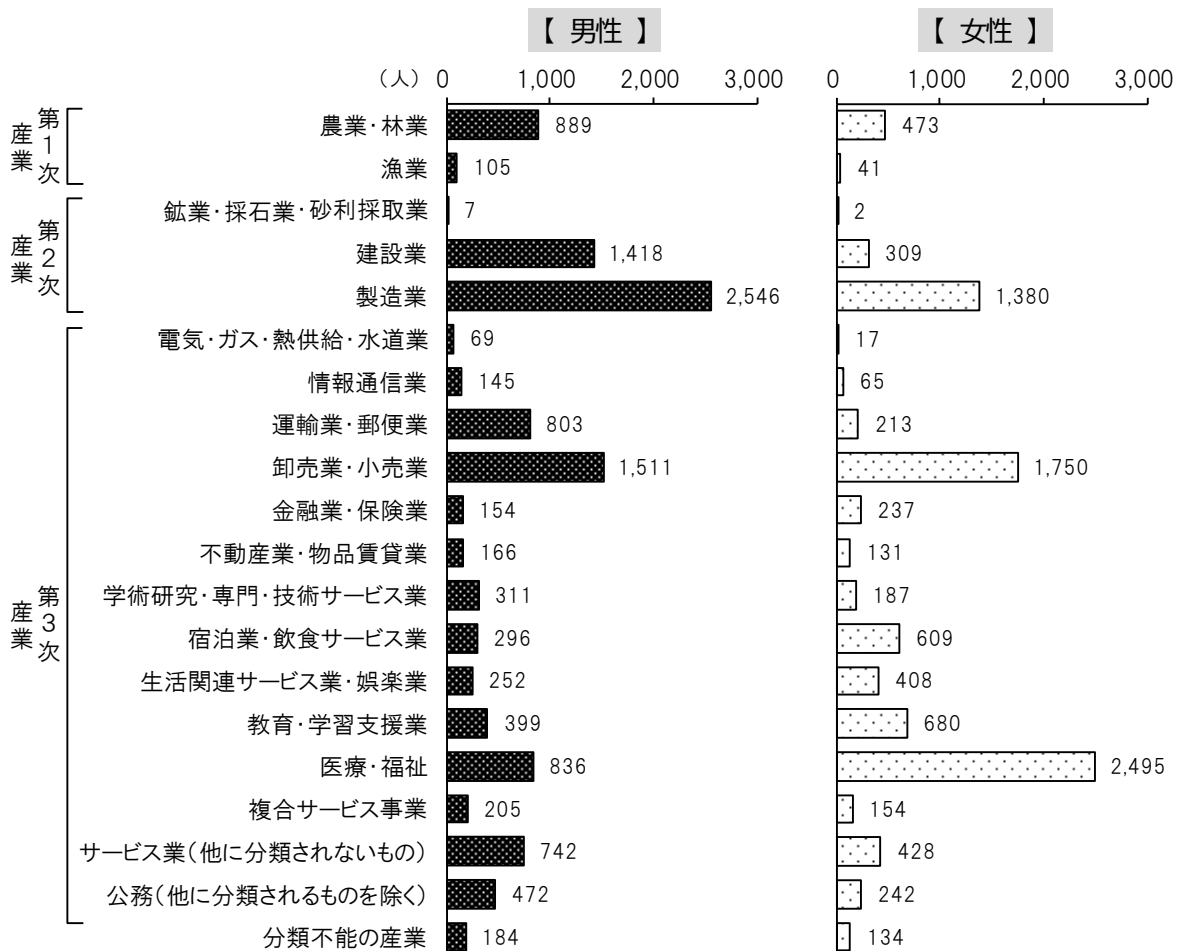
本市の産業別就業者構成比をみると、2020（令和2）年では第1次産業の割合が7.0%、第2次産業が26.4%、第3次産業が65.1%となっています。香川県全体と比べ、第1次産業や第2次産業の割合が高く、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「建設業」「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

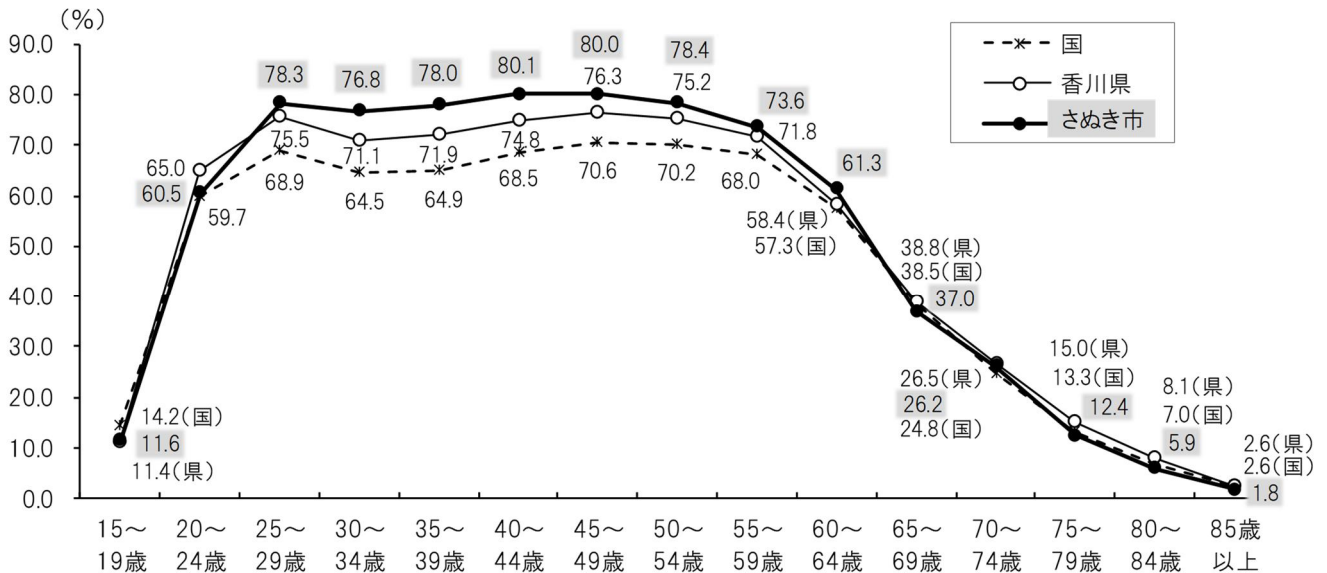


資料：国勢調査（2020（令和2）年）

(2) 年齢別就業率

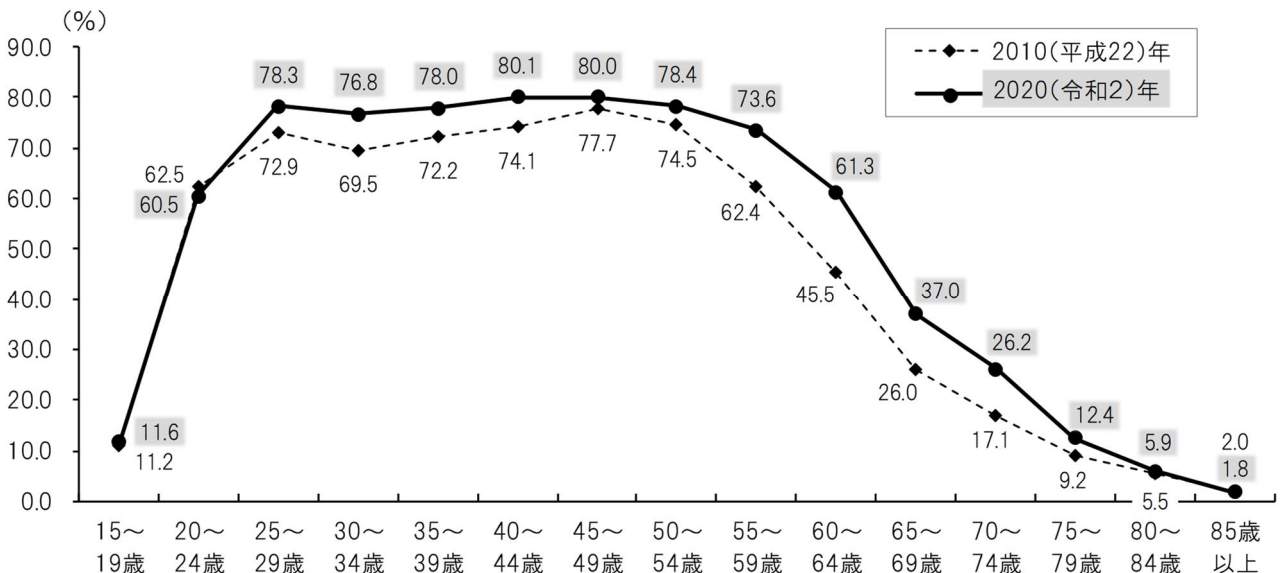
本市の女性の就業率をみると、香川県や国の平均を大きく上回っており、2010(平成22)年に比べ全体的に増加しています。また、2010(平成22)年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、2020(令和2)年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

【女性の就業率(国・県比較)】



資料：国勢調査(2020(令和2)年)

【女性の就業率(経年比較)】



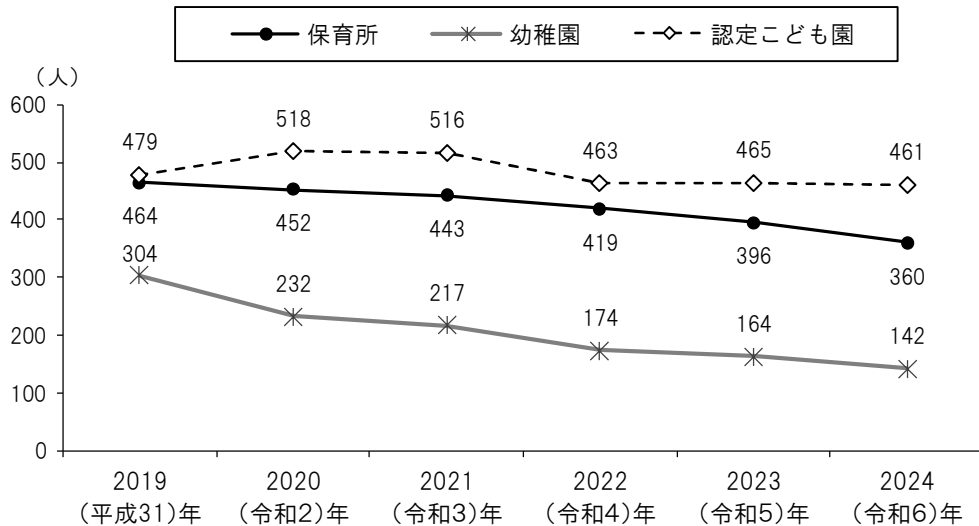
資料：国勢調査

※ 女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

【2】教育・保育施設の状況

本市には、2023（令和5）年では保育所及び幼稚園が各7か所、認定こども園が5か所あります。保育所及び幼稚園の園児数は減少傾向にありますが、認定こども園の園児数は、近年、横ばいで推移しています。

【園児数の推移】



【保育所】

	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)
施設数(か所)	6	6	7	7	7	7
園児数(人)	464	452	443	419	396	360

【幼稚園】

	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)
施設数(か所)	7	7	7	7	7	6
園児数(人)	304	232	217	174	164	142

【認定こども園】

	2019 (平成31年)	2020 (令和2年)	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)
施設数(か所)	5	5	5	5	5	5
園児数(人)	479	518	516	463	465	461

注1：公立及び私立を合算
 注2：事業所内保育所は除く。
 資料：庁内資料（各年4月1日現在）

第3章 第2期計画の主な取組と今後の課題

【1】教育・保育の量の見込みと実績

1 1号認定及び2号認定（3～5歳児）

1号認定及び2号認定（幼稚園、認定こども園）の実績をみると、1号認定（幼稚園）は見込量を大きく下回る実績で推移していますが、2号認定（幼稚園）は見込量を上回って推移しています。

2号認定（保育所、認定こども園）の実績をみると、2号認定（認定こども園）は見込量を上回って推移しています。

【① 1号認定、2号認定（幼稚園、認定こども園）】

（単位：人）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
1号認定 (幼稚園)	量の見込み①	174	172	159	159	154
	実績値②	101	83	59	56	42
	差(①-②)	73	89	100	103	112
1号認定 (認定こども園)	量の見込み①	55	55	50	51	49
	実績値②	65	77	74	76	53
	差(①-②)	-10	-22	-24	-25	-4
2号認定 (幼稚園)	量の見込み①	93	93	85	85	82
	実績値②	128	138	115	107	100
	差(①-②)	-35	-45	-30	-22	-18
2号認定 (認定こども園)	量の見込み①	3	3	2	3	3
	実績値②	5	4	2	2	0
	差(①-②)	-2	-1	0	1	3

【② 2号認定（保育所、認定こども園）】

（単位：人）

		2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度
2号認定 (保育所)	量の見込み①	259	258	236	237	230
	実績値②	247	257	244	234	201
	差(①-②)	12	1	-8	3	29
2号認定 (認定こども園)	量の見込み①	248	248	227	228	220
	実績値②	285	276	267	268	251
	差(①-②)	-37	-28	-40	-40	-31

注：2024（令和6）年度は5月1日現在

2 3号認定（0～2歳児）

3号認定（0歳児）の実績をみると、2023（令和5）年度では、保育所は見込量をやや上回っていますが、認定こども園はおおむね見込みどおりとなっています。

3号認定（1・2歳児）の実績をみると、保育所は見込量を下回る実績で推移しています。

【 ① 3号認定（0歳児） 】

（単位：人）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
3号認定（0歳児） （保育所）	量の見込み①	62	62	62	62	62
	実績値②	58	66	79	68	16
	差（①－②）	4	-4	-17	-6	46
3号認定（0歳児） （認定こども園）	量の見込み①	58	59	58	59	58
	実績値②	61	53	64	57	22
	差（①－②）	-3	6	-6	2	36

【 ② 3号認定（1・2歳児） 】

（単位：人）

		2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度	2024 （令和6）年度
3号認定 （1・2歳児） （保育所）	量の見込み①	199	196	199	196	194
	実績値②	193	177	162	152	144
	差（①－②）	6	19	37	44	50
3号認定 （1・2歳児） （認定こども園）	量の見込み①	147	146	147	146	144
	実績値②	164	158	129	143	145
	差（①－②）	-17	-12	18	3	-1
3号認定 （1・2歳児） （地域型保育、 認可外保育施設）	量の見込み①	0	0	0	0	0
	実績値②	0	0	4	5	6
	差（①－②）	0	0	-4	-5	-6

注：2024（令和6）年度は5月1日現在

【2】地域子ども・子育て支援事業の状況

1 利用者支援事業

基本型、母子保健型共に子育て世代包括支援センターにおいて実施しており、市内に1か所設置しています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
基本型	か所	1	1	1	1	1
母子保健型	か所	1	1	1	1	1

注：基本型：子育て世代包括支援センター（子育て支援相談員）
母子保健型：子育て世代包括支援センター（母子保健コーディネーター）

2 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業の利用者数は、緩やかな減少傾向にあり、2023（令和5）年度は137人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	人	310	278	297	159	137

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブの利用者数をみると、2023（令和5）年度から5年生及び6年生の受け入れを開始したため、2023（令和5）年度の利用者数は731人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	人	563	517	520	575	731
	1～3年生	450	440	420	495	531
	4～6年生	113	77	100	80	200

4 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養育等事業（トワイライト事業）があり、2022（令和4）年度からは3か所で受け入れが可能となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
施設数	か所	2	2	2	3	3
利用者数	延べ人	0	0	0	0	54

5 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

乳児家庭全戸訪問事業の訪問人数は、長期的には減少で推移しており、2023（令和5）年度は146人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問人数	人	227	175	213	172	146

6 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業の訪問人数は、2023（令和5）年度は191人と、前年度に比べ大きく増加しています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
訪問人数	人	49	51	47	51	191

7 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は市内に5か所あり、利用者数は2023（令和5）年度で月平均461人と、近年は増加傾向にあります。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
設置数	か所	5	5	5	5	5
利用者数	延べ人	634	423	379	440	461

注：2019（令和元）年度は、年間利用者数を月単位に換算した値

8 一時預かり事業

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりについては、利用者数は増減を繰り返しながら推移しており、2023（令和5）年度は18,951人となっています。

【① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）】

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	延べ人	16,552	18,773	21,919	18,035	18,951

保育所等を利用していない家庭において一時的に保育が困難になった場合に預かる一時預かりについては、利用者数は2023（令和5）年度で1,279人と、前年度に比べ大きく増加しています。

【② 一時預かり（幼稚園型以外）】

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	延べ人	1,014	789	849	764	1,279

9 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は2021(令和3)年度から2か所で実施しており、利用者数は2023(令和5)年度で529人と、近年は増加傾向にあります。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
施設数	か所	1	1	2	2	2
利用者数	延べ人	605	231	467	503	529

10 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は、増減を繰り返しながら推移しており、2023(令和5)年度は475人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	延べ人	839	685	948	845	475

11 妊婦健診事業

妊娠届を提出した全ての妊婦に妊婦健康診査助成券を交付しています。妊婦届け出数は、緩やかな減少で推移しており、2023(令和5)年度は139人となっています。

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
妊婦届け出数	人	197	192	185	147	139

注：2019(令和元)年度は、妊婦健診延べ数を月単位に換算した値

12 特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付を行う事業

食事の提供に要する費用の一部補助の利用者数は2023(令和5)年度で4人、日用品、文房具等の購入に要する費用等に対する補助の利用者数は1人となっています。

【① 食事の提供に要する費用】

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	人	5	6	9	12	4

【② 日用品、文房具等に要する費用】

	単位	2019 (令和元)年度	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
利用者数	人	0	0	1	1	1

【3】第2期計画の主な取組と今後の課題

第2期計画では「施策体系」における5つの基本目標と18の施策に沿って事業を推進しました。

事業の実施にあたっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2期計画における取組内容を点検し、施策の推進内容ごとに今後の課題を整理しました。

基本目標	施策の推進内容
【基本目標1】 安心して産み・育てられる支援体制の整備	(1) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実 (2) 子育て支援サービスの計画的な推進 (3) 地域ぐるみの子育て支援 (4) 子育てについて学ぶ環境の整備 (5) ワーク・ライフ・バランスの推進
【基本目標2】 母性と乳幼児の健康づくりの支援	(1) 母子保健の充実 (2) 小児医療の充実 (3) 思春期保健対策の推進 (4) 食育の推進
【基本目標3】 のびのびと育つ環境づくり	(1) 学校などでの子どもの健やかな成長支援 (2) 地域のなかで子どもが育つ環境の整備 (3) 有害環境対策の推進と非行等の防止
【基本目標4】 配慮が必要な子どもや家庭への支援	(1) ひとり親家庭等の自立支援 (2) 障害児施策の充実 (3) 児童虐待防止対策の推進 (4) 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策推進計画）
【基本目標5】 安心して暮らすことのできる基盤の整備	(1) 子育てにやさしい生活環境の整備 (2) 子どもの安全の確保

施策の推進内容（1）子育て支援の情報提供・相談体制の充実**【 これまでの主な取組内容 】**

- 市内5か所の子育て支援センターの運営を支援し、幼稚園や保育施設に通っていない子どもの保護者が、気軽に保育等について相談できる環境や子どもと保護者が共に楽しめ、親同士が話し合えるイベント等を開催しました。
- フェイスブックページ「ハートフルタウン」等のインターネット上で、子育て支援に関する情報を発信しました。また、子育てハンドブックの冊子「すくすくさぬきッズ」を配布したほか「さぬき市子育て応援ガイド」を毎年更新しました。
- 子育て世代包括支援センター（さぬきッズ子育てサポートセンター）において、母子保健コーディネーター（保健師）や子育て支援相談員が、妊娠期からのワンストップ窓口として相談に対応し、必要に応じて関係機関との連携や情報提供に努めました。

【 今後の課題・取組の方向性※ 】

- 子育て支援センターの利用促進に向け、周知に取り組む必要があります。
- 子育てに関する制度やサービスの変化に合わせて、定期的に情報を更新して発信するとともに、地域行事の案内だけでなく実施状況も併せて発信する必要があります。
- 子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の両機能を一体化させた、こども家庭センターの2025（令和7）年度の設置を目指し、体制づくり等の協議を進める必要があります。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様）

施策の推進内容（2）子育て支援サービスの計画的な推進**【 これまでの主な取組内容 】**

- 放課後児童クラブの運営について、放課後子どもプラン運営委員会で実績及び計画を報告しました。私立保育園やこども園等に対して県が実施している福祉サービス第三者評価制度については、導入が進みませんでした。
- 放課後児童クラブについては、受入学年を小学6年生まで拡充し、造田放課後児童クラブを校舎内へ移転しました。
- 地域の実情に応じた、年齢の異なる子どもが安全に楽しく過ごすことができる「居場所」として、放課後子ども教室の充実を図るとともに、地域ボランティアとの連携及び活動場所について協議しました。
- 関係課が連携し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な利用を推進しました。

- さぬき市子ども・子育て会議において、第2期計画の進捗状況について毎年審議しました。
- 子育て世代包括支援センターで情報共有会を月1回開催するとともに、発達障害等支援連携会議及び同事務局会議を開催しました。
- 子育て世代包括支援センターに母子保健コーディネーター（保健師）を専任で配置し、妊娠期からの切れ目のない相談や支援を行いました。2023（令和5）年度は、妊娠届け出時の保健師による面接の実施率が100%でした。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 第三者評価制度の導入に向け、私立保育園やこども園等に対して県が実施している福祉サービス第三者評価の周知が必要です。
 - 放課後児童クラブの登録者数が年々増加傾向にあるため、放課後児童支援員の安定的な確保と、増加人数に対応した空き教室の活用などが必要です。
 - ボランティアの固定化、高齢化が進んでいるため、市の広報紙への掲載など、事業の周知やボランティアの募集を行い、人材を確保する必要があります。
 - 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な利用の推進に向け、連携型を増やすとともに、両事業の職員やボランティアの負担が軽減されるよう、よりスムーズに連携できる仕組みづくりが必要です。
 - こども家庭センターの2025（令和7）年度の設置に向けて、充実した相談体制づくりを進める必要があります。
-

施策の推進内容（3）地域ぐるみの子育て支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 絵本の読み聞かせなど、子育てに関するボランティア団体の活動を支援しました。また、親子カフェや子育てサロンを開催するとともに、子育て支援ボランティア研修を実施しました。
- 「さぬき市ファミリー・サポート・センター」の運営をさぬき市社会福祉協議会に委託し、志度支所内に設置しました。また、ひとり親家庭に対して、利用料の半額を助成しました。
- 「こんにちは赤ちゃん事業」を実施し、子育て支援に関する情報提供をはじめ、養育環境等の把握や必要な保健指導を行いました。
- 行政や子育てサークル、NPO、企業等が直接投稿して情報を発信する子育て支援ネットワークフェイスブックページ「ハートフルタウン」を運用し、子育て支援情報や子育て関連イベント情報を発信しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 親子カフェ及び子育てサロンの世話人の高齢化等課題の解決に向けて、開催場所の統一化を図るなど、持続可能な開催に向けて対応を検討する必要があります。
 - 多様なニーズに応えるため「さぬき市ファミリー・サポート・センター」の「まかせて会員」の確保に努める必要があります。
 - 支援が必要な家庭を早期に発見し、必要な支援が届くよう、助産師や保健師、児童委員等の関係者で支援策の相談をしながら関わる必要があります。
 - 地域で子どもを支援し、居場所となる子ども食堂や学習支援の場との連携を強化する必要があります。
-

施策の推進内容（４）子育てについて学ぶ環境の整備

【 これまでの主な取組内容 】

- 子育てに関する研修会や育児講座を開催するとともに、保健師、管理栄養士による健康教育、栄養指導、各幼稚園、保育所等の新入園周知会や家庭教育学級で保護者を対象とした研修を実施しました。
- 各幼稚園や認定こども園で実施している入園説明会や家庭教育学級等の機会を活用して、園児引き渡し訓練や講話の実施、親子おはなし会、読み聞かせ会を開催したほか、園行事での保護者ボランティアの参加や修了児の保護者による、子どもへのコサージュづくりを実施しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 各幼稚園や認定こども園で実施している入園説明会や家庭教育学級等の機会を活用して、継続的に保護者の学習会を実施する必要があります。
-

施策の推進内容（５）ワーク・ライフ・バランスの推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止しましたが、毎年企業研修を実施したほか、パネル展での掲示、県や国等の情報ハラスメント相談窓口の周知を図り、多様な働き方や誰もが働きやすい職場環境の整備についての理解の促進に取り組みました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 多様な働き方について、市内の事業者の理解を促進するため、継続して労働者、企業双方に周知する必要があります。
 - 働きやすい職場環境の整備について、企業研修で必要性だけでなく、各事業所で生かせるような具体的事例等についても周知する必要があります。
-

施策の推進内容（1）母子保健の充実**【 これまでの主な取組内容 】**

- 妊婦面接で母子健康手帳や母子保健ガイドブックの活用方法を説明し、母子保健サービスを紹介するとともに、電子母子手帳（アプリ）にて子育てに関する情報を発信しました。
- 妊婦健康診査受診券、産婦健康診査受診票を交付するとともに、超音波検査の助成をしました。妊婦歯科健康診査について、無料健診を受けることができる機会を設けました。
- 市内3か所で月1回の乳幼児・栄養相談、年5回の歯科衛生士による歯科・ブラッシング相談を実施しました。
- 体験型の講義を盛り込み、父親の参加率の向上や妊婦の交流を図るなど、ニーズに対応したパパママ教室を実施しました。
- 保健師や助産師による妊産婦の訪問指導を実施し、相談体制の充実に努めました。
- 産後ケア事業を実施し、委託施設において、宿泊や日帰りでの助産師等による乳房ケアや育児相談等の相談体制の充実に努めるとともに、乳児期の親子を対象に、育児に関するタッチケア教室（ベビーマッサージ）を開催しました。
- 乳児健康診査受診券、新生児聴覚検査受診券を交付し、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、定期予防接種の実施率を向上させ、疾病の予防に努めました。
- 保健師、助産師、民生委員が連携し、乳幼児訪問を実施しました。
- 2021（令和3）年度まで香川県の不妊治療費助成事業を受けた人を対象に、治療費の一部を助成しました。
- 2022（令和4）年度から「このとり応援事業」として、生殖補助医療（特定不妊治療と呼ばれていた体外受精及び顕微授精）について、治療費用の一部を助成しました。
- 住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦の経済的負担を減らすため、妊娠判定に要する受診料の一部を助成しました。
- 妊娠時から出産、子育てまで、身近な伴走型相談支援と経済的支援を組み合わせた事業を実施するため、妊娠届け出時や出生届け出時の面談後に、対象者へ現金給付や県の広域連携システムを活用したクーポンを給付しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 健康な妊娠、出産や安心した子育てに向けて、妊娠期からの母子健康手帳や母子保健ガイドブックの適切な活用を勧めるとともに、妊産婦健康診査を実施し、適切な受診を促進する必要があります。
 - 乳幼児相談の参加者が減少しているため、身近な相談場所の周知やニーズの把握、対象に沿った相談の機会を検討する必要があります。
 - パパママ教室の充実に向け、参加者同士の交流を図る機会の確保が必要です。
 - 産後ケア事業については、利用料や施設までの移動手段、交通費といった利用者負担の軽減を図る必要があります。
 - タッチケア教室については、利用状況の確認や申し込み方法の評価等、ニーズに沿った開催を検討する必要があります。
 - 乳児健康診査未受診者や予防接種未接種者を対象に、状況確認や情報提供等、継続的に支援する必要があります。
 - 乳幼児訪問については、里帰り先への依頼等も含め、早期に訪問指導を実施し、現在の相談体制を継続していく必要があります。
 - こうのとりに応援事業については、妊娠届け出時等を活用して、周知に努める必要があります。
-

施策の推進内容（２）小児医療の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児から中学生までの子どもの医療費を助成しました。また「母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）」に基づき、未熟児養育医療を支給しました。
- 大川地区夜間小児急病診察室を運営し「1 年 365 日診療」を行いました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 正確な事務作業や他制度と重複した受給に留意するなど、適正な医療費助成制度の運用に努める必要があります。
 - 小児科医の高齢化が進んでいるため、今後厳しくなる小児科医の確保に向けて取り組む必要があります。
-

施策の推進内容（3）思春期保健対策の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 思春期特有の心の変化に対する事業として、健康の自己管理に関する教室や基本的な生活習慣に関する教室、精神科医の講演会等を開催しました。
- 市内小・中学校の教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等の合同研修会、中学校区内での情報交換会等を行い、相談事業の充実に努めました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 思春期保健教育については、家庭や地域が学校と連携し、児童・生徒の個々の課題に合った取組を進めることが必要です。
 - 相談事業の充実に向け、関係者と各担当の理解と連携を図る場となるよう、教育相談担当者合同研修会や情報交換会として位置付ける必要があります。
-

施策の推進内容（4）食育の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 乳幼児健診時の食事相談や関係機関へ献立等資料の提供、相談を実施し、食育を推進しました。
- 学級活動や試食会等での指導や調理場見学等、栄養教諭等が食に関する指導を実施しました。また、小児生活習慣病予防健診で有所見者及び要再検者となった児童・生徒に対する事後指導を積極的に行いました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 関係機関や食生活改善推進員の会員の減少、高齢化が進んでいるため、活動人員の確保に向けて取り組む必要があります。
 - 小児生活習慣病予防健診で有所見者及び要再検者となった児童・生徒に対する事後指導を継続的に実施するため、関係者との連携を含めた実施体制の新たな構築が必要です。
-

施策の推進内容（1）学校などでの子どもの健やかな成長支援**【 これまでの主な取組内容 】**

- 外国語指導助手及び外国語活動支援員を各小学校へ派遣したほか、イングリッシュ・キャンプを夏季期間中に開催しました。
- 学校開放事業として、夜間、休日に校庭や体育館をスポーツ少年団や各種スポーツ団体及び子ども会の活動場所として提供しました。
- 適応指導教室「FINE」において、継続的に子どもが通級できるような温かい雰囲気づくりに努めるとともに、不登校等で悩みのある保護者を対象とした「FINE親の会」を開催し、悩みの解決を図りました。また、通級生のいる学校との情報交換会を実施し、通級の申請をしていない不登校生徒についても対応を検討するとともに、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等とも適宜、情報を交換しました。ひきこもりの児童・生徒については、月1回臨床心理士によるカウンセリングの日を設け、保護者や本人の悩みの解決を図りました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 国際理解教育の充実に向け、日常生活において異文化の理解、国際交流及び英語を話す機会の充実が必要です。
- 不登校児童・生徒への支援や対応の充実を図る必要があります。

施策の推進内容（2）地域のなかで子どもが育つ環境の整備**【 これまでの主な取組内容 】**

- 徳島文理大学や平賀源内先生顕彰会に協力いただき「平賀源内先生こども科学教室」等、創意工夫と発明思考の充実、科学のおもしろさを体験するプログラムを開催しました。
- 夏休み親子藍染め教室や書道教室、パン教室等、公民館ごとに親子で触れ合いながら学べる親子教室等を開催しました。
- 生涯学習、生涯スポーツ施設の修繕を実施しました。また、スポーツ推進委員の活動の一環として、小学生や市民を対象にキンボール、ボッチャ等のニュースポーツ教室を開催しました。
- 歴史学習会等を実施し、地域文化や伝統活動の参加の促進に努めました。現在、さぬき南小学校高学年を対象にした、太鼓クラブの活動が行われています。
- 子ども会活動の意義や育成者の役割を学ぶための研修会等を開催するとともに、子どもの考え行動する力を育むため、市内小学校を対象としたキャンプ等を開催しました。
- 内容を吟味した良質、好まれる傾向の本の選書や子ども対象の行事で、本に関する催しや工作等の工夫を行い、図書館の充実を図りました。

- 3～4 か月児健診時に絵本を1冊選んでもらい、説明をしてブックスタートパックを手渡しするブックスタート事業を実施しました。
- 香川県が推進している家族で読書に親しむ「23が60読書運動」の周知に努めるとともに、学校訪問や図書館活動支援員研修会を通して、各校の取組を紹介、共有しました。
- 旧寒川児童館及び造田児童館に遊具を新設しました。また、2022（令和4）年度末に、大川町児童館と寒川児童館をそれぞれ廃止しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 徳島文理大学を会場としているため、大学移転後の体験プログラムの開催について検討する必要があります。
 - 親子教室等、休日の活動プログラムの参加を促進するため、現状の講座内容を見直すとともに、予算の増額に向けて検討する必要があります。
 - 生涯学習、生涯スポーツ施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加しているため、計画的に整備していく必要があります。
 - 地域文化や伝統活動の後継者を育成するため、指導者の養成が必要です。
 - 少子化に伴い子ども会の構成人数が減少し、企画、運営が難しい会が生まれているため、活動の継続に向けて支援する必要があります。
 - 子どもが本に親しめるよう、読書や図書館利用の促進を図る必要があります。
 - ブックスタート事業については、子どもと触れ合う時間に絵本が活用されているかなど、事業の評価を行う必要があります。
 - 「23が60読書運動」を推進するため、定期的に各学校の取組状況を把握し、効果を検証する必要があります。
 - 長尾、造田両児童館共に、施設の経年劣化に伴い、補修や修繕が必要なため、十分な予算の確保や施設の持続的な維持、管理について検討する必要があります。
-

施策の推進内容（3）有害環境対策の推進と非行等の防止

【 これまでの主な取組内容 】

- 市内の白ポストの回収を定期的に行い、有害図書やビデオ、DVD等を処分しました。また、少年育成センターの補導員の協力で、日常補導、合同補導を計画的に実施しました。
- 市の広報紙に「ICT社会へ送り出す前のサポートをするために」という内容で「少年育成センターだより」を掲載しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 少年育成センター補導員の高齢化に伴い、人材の確保に取り組む必要があります。
-

施策の推進内容（1）ひとり親家庭等の自立支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 母子・父子自立支援員を配置し、相談やハローワークの出張相談を行い、自立に必要な支援や情報提供などを総合的に提供しました。
- 自立支援教育訓練給付事業や高等職業訓練促進給付金給付事業を通じて、ひとり親家庭等の経済的自立を促進するとともに、生活費負担の軽減を図りました。
- ファミリー・サポート・センターの利用料の半額を支援し、ひとり親等の就労の支援及び育児の負担の軽減を図りました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- ひとり親家庭の自立に必要な支援の充実を図るため、児童扶養手当現況届け出時の声掛けやちらしの配布等、市の広報紙やホームページ等を活用して周知する必要があります。
- 自立支援教育訓練給付事業や高等職業訓練促進給付金給付事業の利用の促進に向け、児童扶養手当現況届け出時や市の広報紙、ホームページ等で事業の周知を図る必要があります。

施策の推進内容（2）障害児施策の充実

【 これまでの主な取組内容 】

- 1歳6か月児健診や3歳児健診等において専門職によるスクリーニングを行い、障害や発達の遅れの早期発見、早期対応に努めるとともに、保育所や幼稚園、こども園及び早期支援コーディネーター等と連携し、健診後の支援として、個別相談の機会を提供し、継続的なフォローを行いました。
- 年度初めの園長、校長研修会で児童発達支援事業について周知し、機関支援や早期支援を効果的に活用しました。
- 早期支援コーディネーター、幼稚園、認定こども園、関係機関が連携し、就学前児童の教育相談、就学指導に取り組むとともに、小学校就学後も継続的に行いました。
- 全ての幼稚園、保育所等で障害児を受け入れました。
- 心身に障害のある幼児が他の幼児とともに充実した集団生活を送れるよう、生活補助員や加配の保育士、保育教諭を配置しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- こども相談の利用を促進し、健診後のフォローに否定的な保護者に対しては、就学前施設や早期支援コーディネーターと連携して対応していく必要があります。
- 幼児期から青年期までのライフステージに合わせた支援が、スムーズに行えるよう、職域を越えた連携体制の整備、相談や療育の機会の確保に取り組む必要があります。

施策の推進内容（3）児童虐待防止対策の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 子どもと家庭に関する実情の把握や情報の提供、相談等への対応など、子ども家庭総合支援拠点で総合的かつ継続的に支援しました。また、要保護児童対策地域協議会において、処遇困難ケース検討会等を開催しました。
- 児童虐待防止推進月間中、小・中学校等を通して啓発ちらしと啓発物品の配布及びオレンジリボンの着用のほか、市民ホールでのパネル展、志度、寒川図書館での啓発展示、広報さぬきの啓発記事掲載などを行い、児童虐待防止に向けた取組の周知を図りました。
- 保護者の育児不安や悩み等の相談について、乳幼児相談や電話相談等で対応するとともに、妊産婦相談や新生児訪問時に心身のケアについて保健指導を行うなど、心身のケアや育児サポートに努めました。
- 子育て世代包括支援センターを妊娠期からのワンストップ相談窓口として設置し、妊婦面接や新生児訪問、乳幼児相談等により、要支援者への早期のサポートができる体制を整備しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 貧困、多子、障害、虐待の世代間連鎖など、複合的な問題を抱える家庭に対応するため、包括的な支援体制を構築するとともに、関係機関との連携、協働が必要です。
 - SNSなど様々な媒体を通じた啓発活動を進め、若い世代に児童虐待防止の周知を図る必要があります。
 - 子育て中の保護者の不安や悩み等の相談について、訪問や電話、来所に加え、オンライン相談の活用を検討する必要があります。
 - 乳幼児相談の参加者が減少しているため、身近な相談場所の有無やニーズを把握し、対象に沿った相談の機会を検討する必要があります。
-

施策の推進内容（4）子どもの貧困対策の推進

【 これまでの主な取組内容 】

- コロナ特例貸付の償還が厳しい相談者に、様々な経済的支援策に関する情報を提供するとともに、継続的な相談支援を行い、家計の改善につなぎました。また、生活困窮者の自立の促進に向けた自立相談事業のほか、就労準備支援事業として、自宅訪問や居場所での個別支援による社会参加の促進、ハローワークと連携した一般就労のための支援を行いました。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学援助費を給付しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- コロナ特例貸付の償還が厳しい相談者については、債権管理業務とも連携し、アウトリーチによるニーズ調査、つながった相談者に対してはより丁寧なアセスメント、プラン作成、相談者に寄り添った支援等が必要です。
 - 潜在化する複合的課題に関する情報共有を関係機関と行うとともに、特にひきこもり支援の充実に向けて、関係機関との連携や相談支援につながる体制を整備する必要があります。
 - 学校及び福祉事務所と連携し、就学援助を必要としている小・中学生の保護者に制度の周知を図る必要があります。
-

施策の推進内容（1）子育てにやさしい生活環境の整備**【これまでの主な取組内容】**

- 児童が利用しやすい公園の整備を検討するとともに、遊具等の公園の施設の安全点検を行い、遊具の撤去、修繕を進めました。

【今後の課題・取組の方向性】

- 全体的に古い遊具が多いため、遊具の撤去か更新（修繕）の取捨選択が必要です。また、今後の公園の在り方について、検討していく必要があります。

施策の推進内容（2）子どもの安全の確保**【これまでの主な取組内容】**

- 関係機関と連携し、保育所や幼稚園、小学校等での交通安全教室や街頭での交通安全キャンペーンを実施するとともに、小・中学校への交通安全啓発ポスターの募集及び展示会、各種広報媒体を利用した啓発等、交通安全意識の高揚に努めました。
- 自治会からの要望に応じて防犯灯を新設するとともに、地域からの要望に応じて防犯灯を修繕しました。
- 交通指導員及び交通安全母の会会員による登校時の街頭での見守りを実施するとともに、交通指導員会を開催し、通学状況や交通事故発生情報等の意見を交換しました。
- さぬき警察署や市少年育成センターなどの関係機関と連携し、市内でのイベント等で各種防犯啓発用品を配布し、啓発活動を推進しました。
- 子どもが安全、安心して暮らすことができるよう「青色防犯パトロール車」による巡回を行うとともに、不審者対応訓練を促進しました。
- 児童館や放課後児童クラブ、学校、保育所等で防災訓練等を実施しました。保育所、子ども園では保護者への引き渡し訓練、幼稚園では緊急時園児引き渡しカードを利用した引き渡し訓練も実施しています。

【今後の課題・取組の方向性】

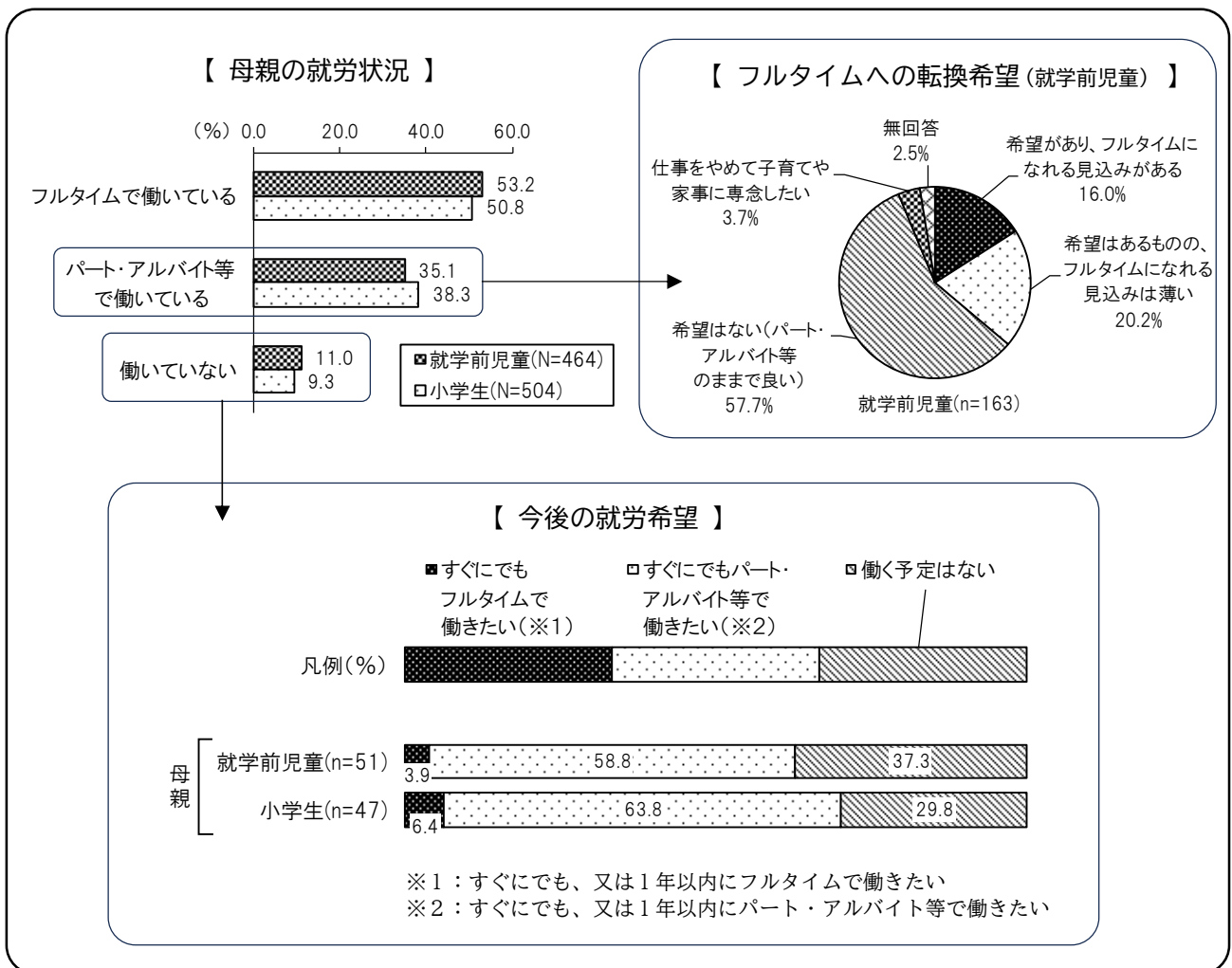
- 様々な行事が衰退しているため、交通安全意識の高揚や防犯等の啓発機会について検討する必要があります。
- ニーズに合わせた防犯灯の整備が必要です。
- 交通指導員や交通安全母の会会員の高齢化に伴い担い手が減少しているため、人材の確保に向けた取組が必要です。
- 危機管理マニュアルの定期的な見直しや地域や関係課と連携した防災教育、より実効性のある避難訓練等を行い、子どもが自らの安全を確保できる基礎的な資質や能力を身に付けられるようにする必要があります。

【4】アンケート結果から読み取れる現状と課題

[1] 就学前児童保護者・小学生保護者調査より

1 保護者の就労状況について

- 就学前児童、小学生共に母親の3～4割がパートタイム等で就労しています。パートタイムで就労している人の3割以上が、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。また、現在働いていない母親の6～7割が早期の就労を希望しています。



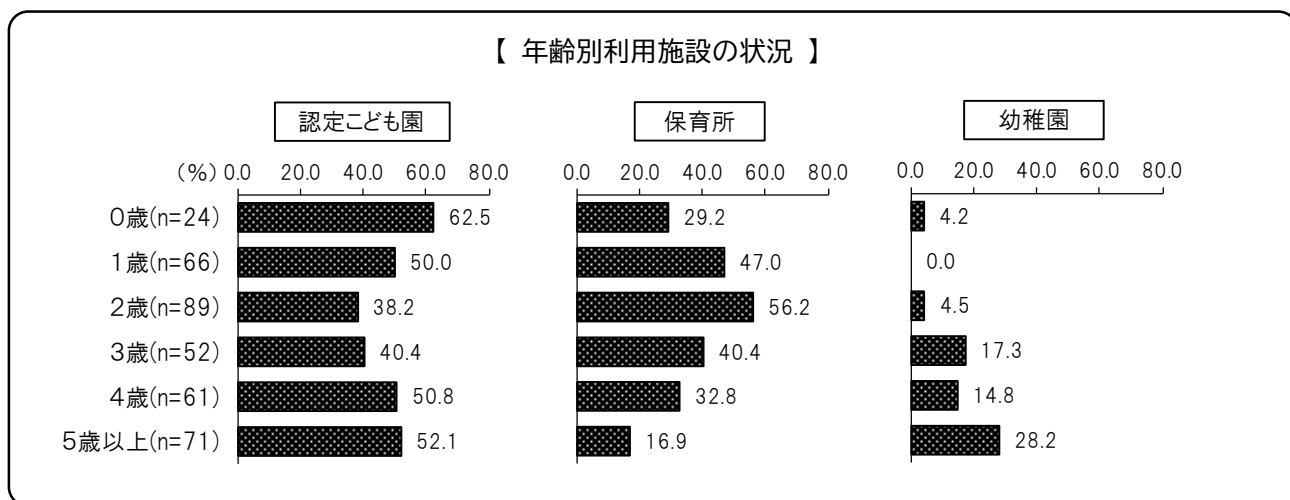
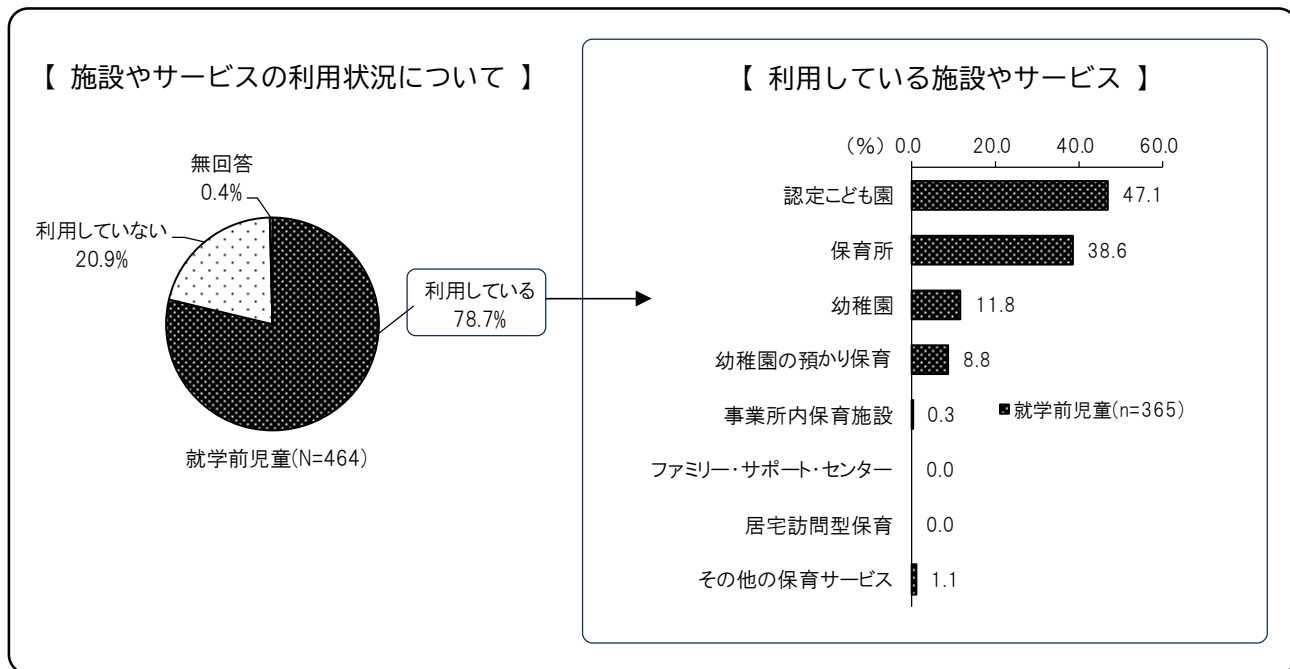
【 今後の課題・取組の方向性 】

- 母親の就労に対するニーズは非常に高く、そのニーズに応じた適切な保育サービスの受け入れ体制の整備とともに、多様な保育サービスの展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。

2 施設やサービスの利用状況と利用希望について

(1) 利用状況

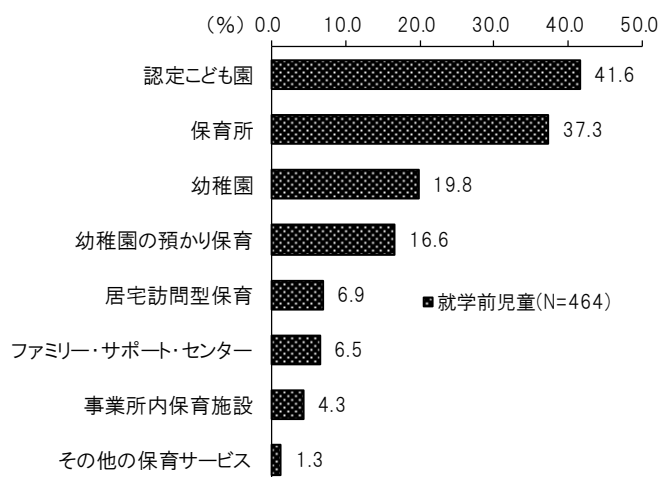
- 約8割の子どもが認定こども園をはじめ、保育所などの施設やサービスを利用しています。そのうち保育所は1～2歳児、認定こども園は0歳及び4～5歳以上での利用が多くみられます。



(2) 今後の利用希望

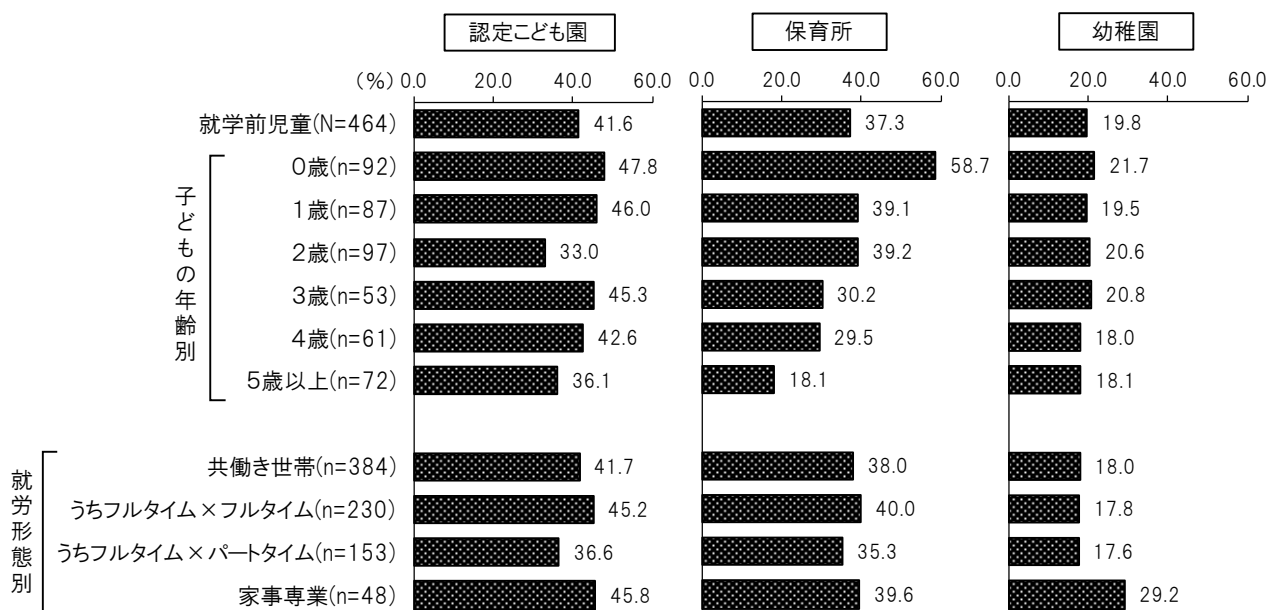
- 施設やサービスの平日の利用希望については「認定こども園」が約4割と最もニーズが高く、次いで「保育所」「幼稚園」などの順となっています。

【 今後の施設やサービスの利用希望 】



- 「保育所」は0歳児を中心とする低年齢児のニーズが高くなっています。また、現在、家事専業の4割程度又はそれ以上が認定こども園や保育所の利用を希望しており、今後の就労を見据えたニーズがうかがえます。

【 子どもの年齢別・就労形態別利用希望 】



【 今後の課題・取組の方向性 】

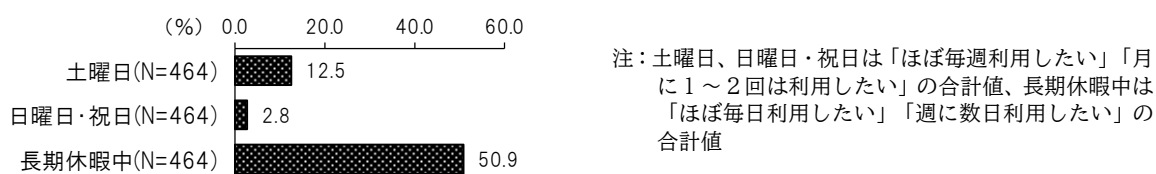
- 保護者の就労に対するニーズの高まり及び希望入所児童の低年齢化を踏まえた、受け入れ体制の整備が必要です。また、地域の実情に応じたクラス編成をはじめ、0歳児から就学までの一貫した保育、教育の実現に向けた人材の確保及び質の向上に向けた施策の展開が必要です。

3 各種教育・保育サービスのニーズについて

(1) 土日等の利用希望

- 教育・保育施設について、土曜日の利用希望者は12.5%ですが、日曜日・祝日については2.8%と少ない状況です。一方、夏休み等の長期休暇中については、約半数が利用を希望しています。

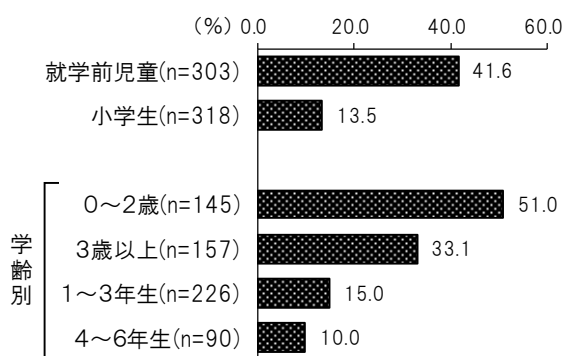
【 土・日・祝日等の利用希望 】



(2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

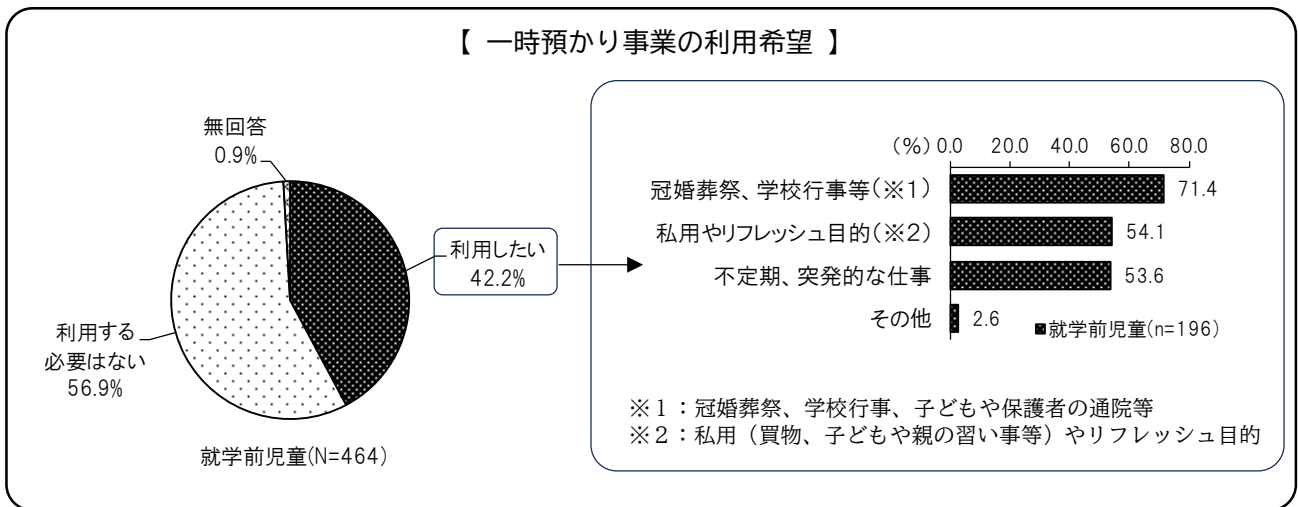
- 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童で約4割、小学生で1割程度となっており、就学前児童で、特に0～2歳児のニーズの高さが目立っています。

【 病児・病後児のための保育施設等の利用希望 】

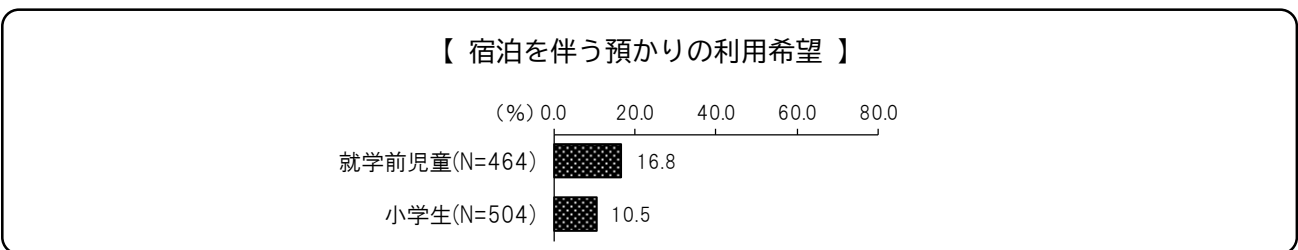


(3) 一時預かり事業等の利用希望

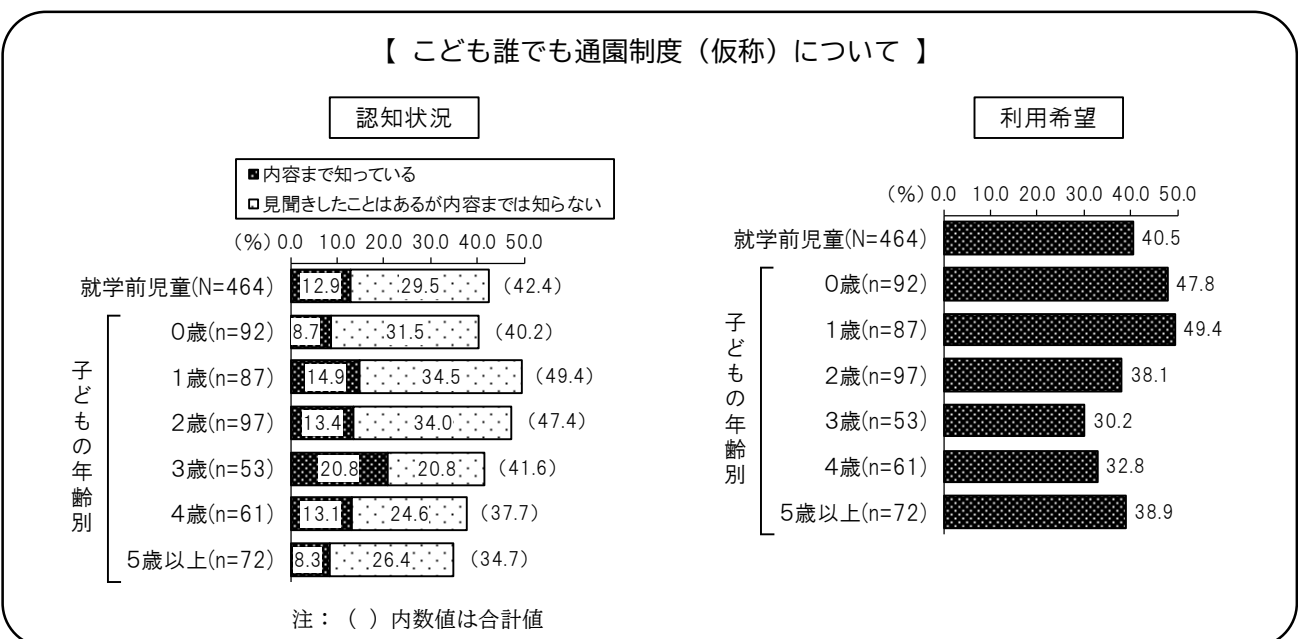
- 一時預かり事業については、約4割のニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。



- 宿泊を伴う預かりの利用希望については、就学前児童で 16.8%、小学生で 10.5%と、いずれもニーズは2割未満となっています。

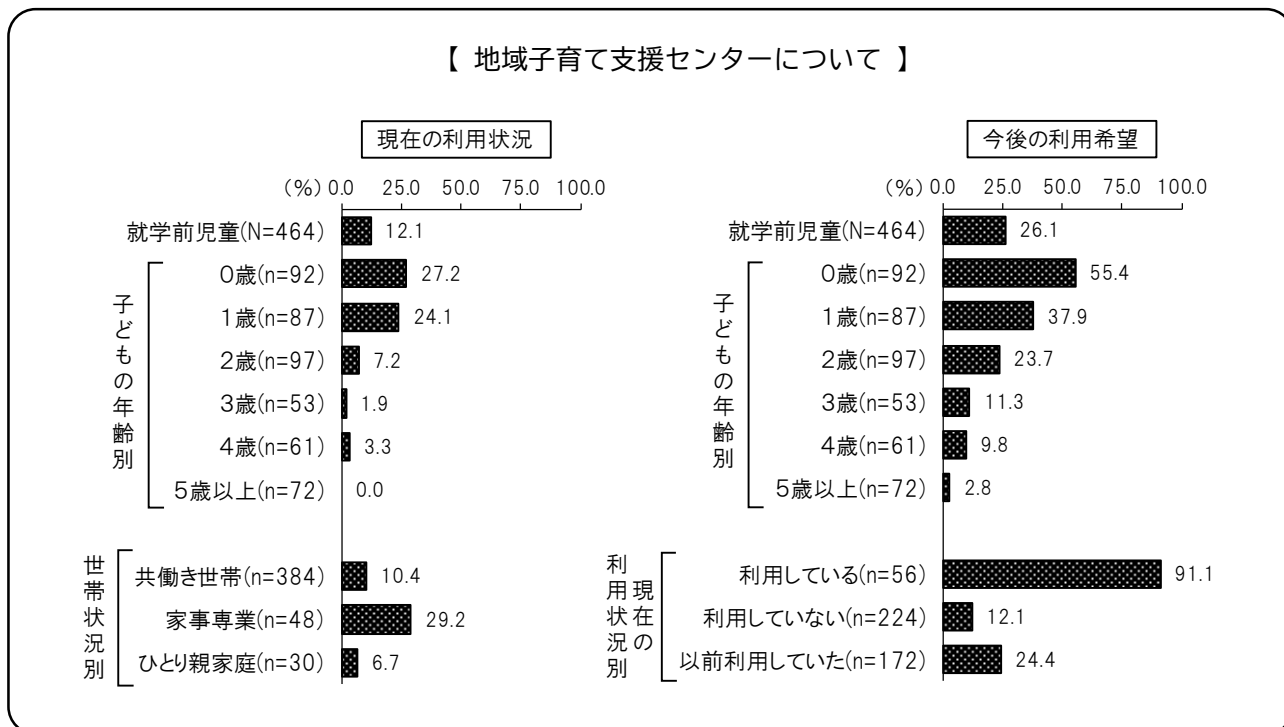


- こども誰でも通園制度（仮称）の認知率は約4割となっており、特に1歳～2歳児で認知率が高くなっています。また、0～1歳児の半数近くが今後の利用を希望しています。



(4) 地域子育て支援センターの利用希望

- 地域子育て支援センターを現在利用している人は0歳～1歳児に多く、今後の利用希望も同年代が多くなっています。また、現在利用している人の約9割が利用希望を示しており、リピーターが多いことが分かります。

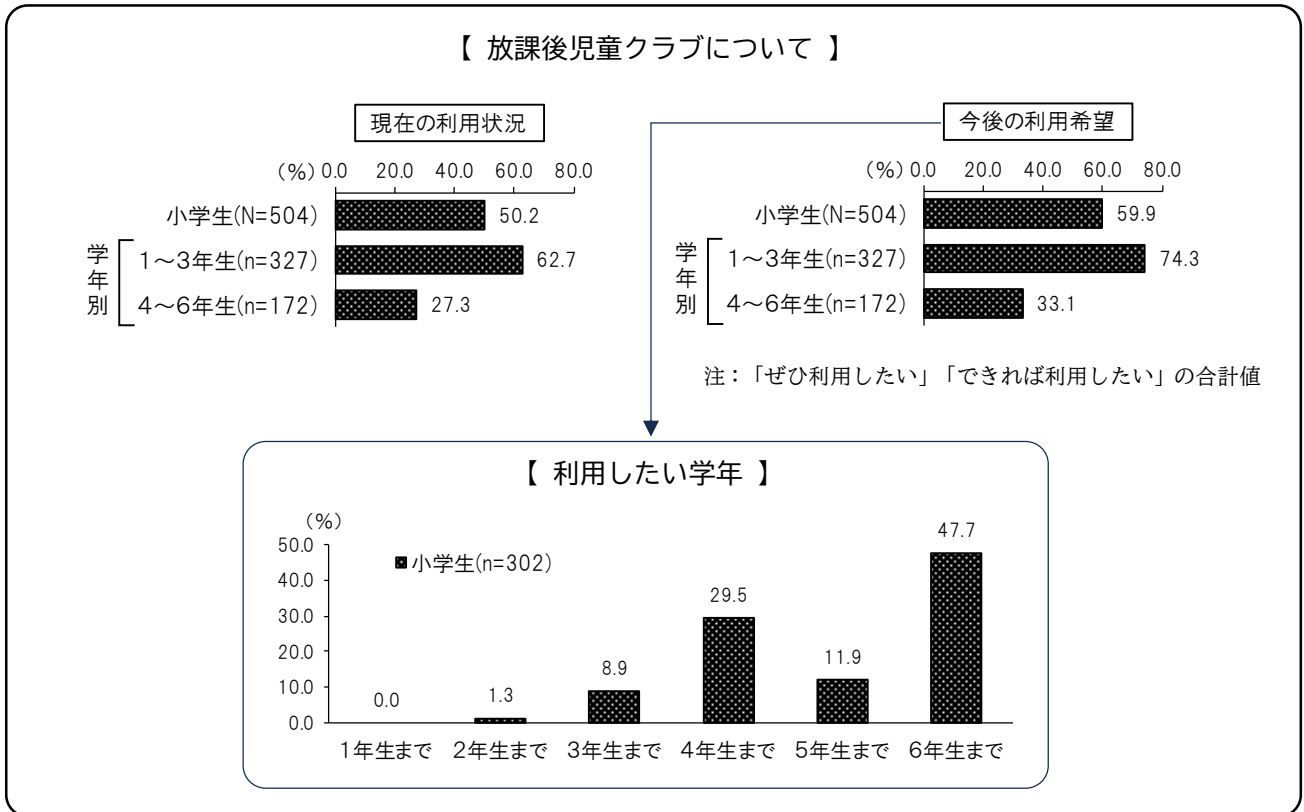


【 今後の課題・取組の方向性 】

- 現在、本市では多様な保育サービスの提供や子育て支援施設を運営していますが、今後は、サービスごとのニーズ量に応じた適切な供給量の在り方の検討はもとより、子どもの年齢によるニーズの差や保護者の就労形態等に応じた、よりきめ細かな支援施策の構築が必要です。
- 地域子育て支援センターをはじめ、さぬきキッズ子育てサポートセンター等における相談支援や情報提供の充実など、多様なニーズ、働き方、ライフスタイルに応じた支援機能の強化が必要です。

4 放課後児童クラブのニーズについて

- 放課後児童クラブの利用者は、1～3年生で6割以上みられますが、4～6年生になると利用者が減少します。
- 今後の利用希望については、約6割と現在の利用割合を上回っており、特に1～3年生でニーズが高くなっています。また、利用したい学年は6年生までが最も多いことが特徴です。



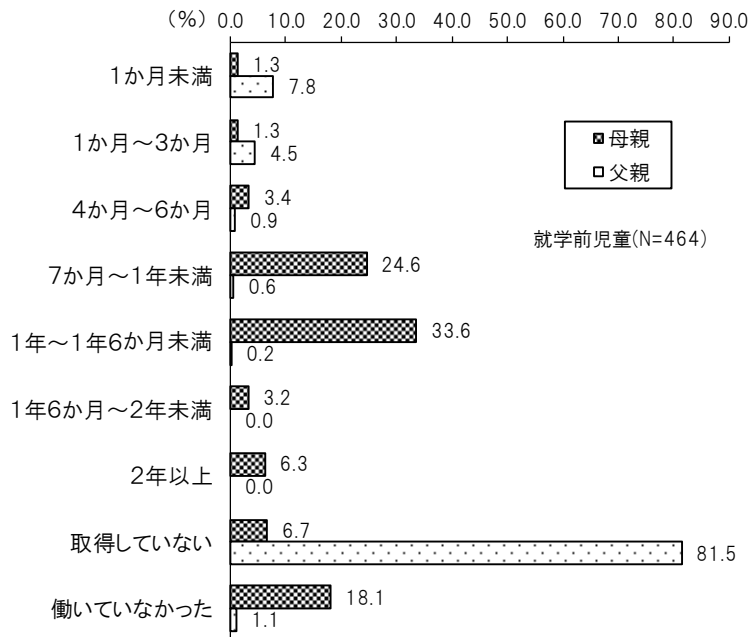
【 今後の課題・取組の方向性 】

- 現在、就労しておらず「すぐにでも働きたい」と考える小学生の保護者は約7割みられます。今後の放課後児童クラブに対するニーズは、引き続き高いことが想定されます。継続的にクラブの安定した運営ができるよう、支援員の確保をはじめ、新規クラブの立ち上げ支援、放課後子ども教室との一体的な実施など、多様な運営の在り方を検討する必要があります。

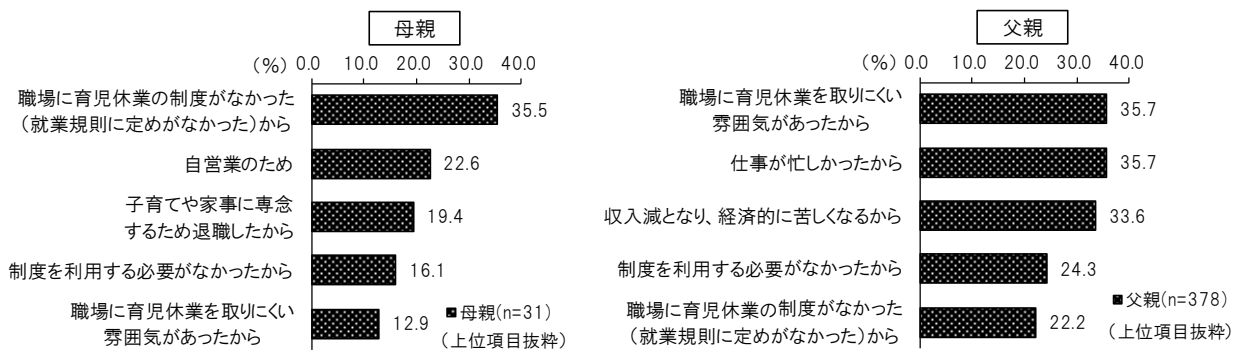
5 育児休業の取得状況について

- 母親の育児休業取得状況をみると「7か月～1年6か月未満」が多く、父親は約8割以上が「取得していない」と回答しています。父親が育児休業を取得しなかった理由は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったから」「仕事が忙しかったから」を筆頭に「収入減となり、経済的に苦しくなるから」など、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。

【 育児休業の取得状況 】



【 育児休業を取得しなかった理由 】



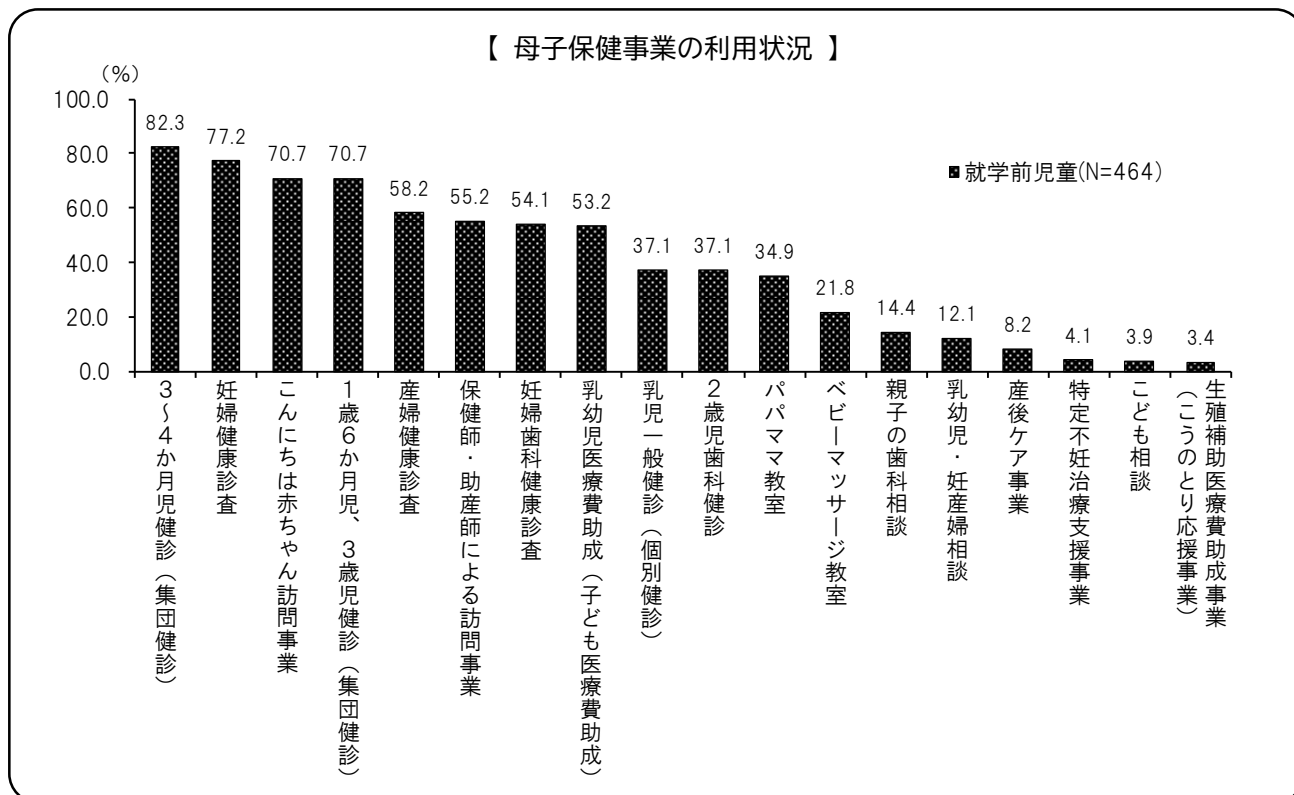
【 今後の課題・取組の方向性 】

- 本市が推進している男女共同参画施策との連携により、子育て家庭における多様な働き方の在り方や父親の家事や子育てへの参画の促進など、様々な手段を活用した啓発活動の充実が必要です。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を図るための取組の継続的な推進が必要です。

6 妊娠期からの母子保健事業について

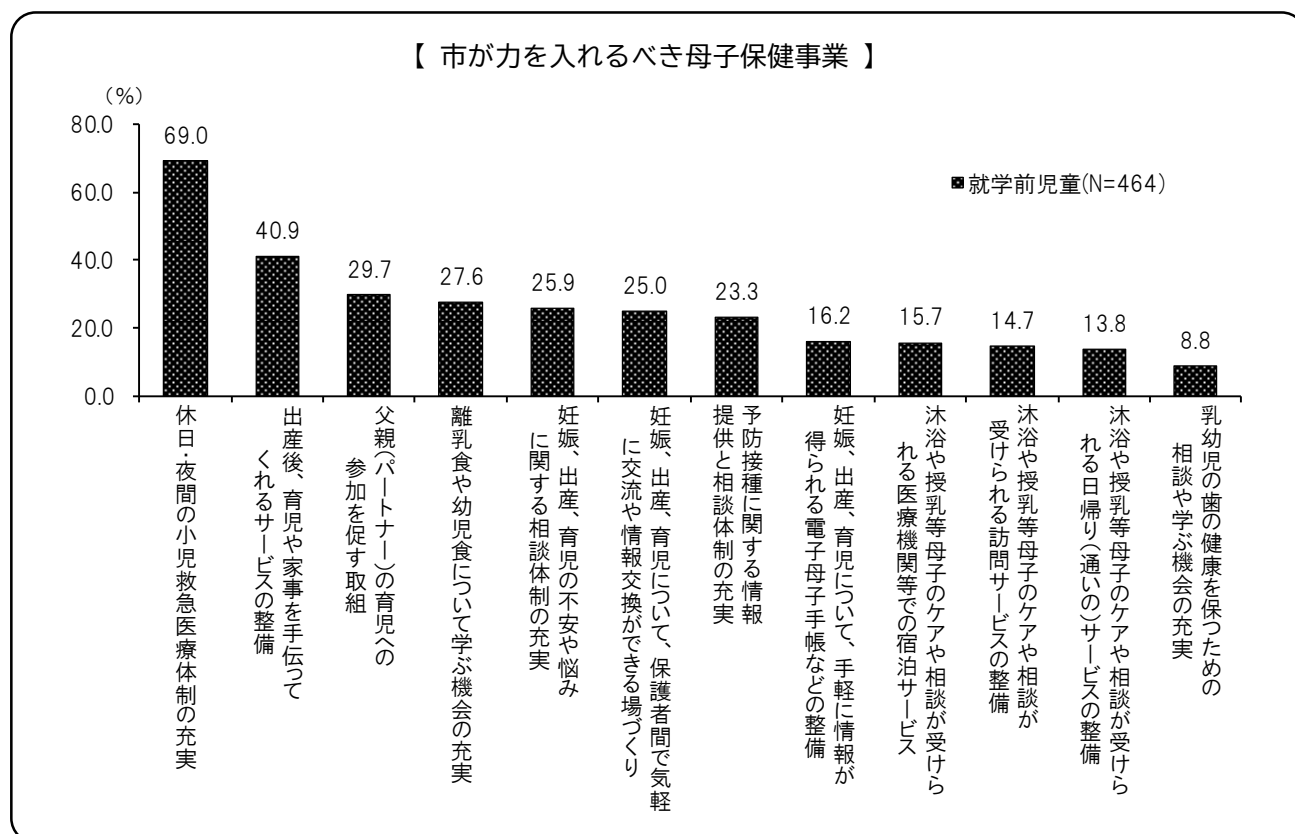
(1) 母子保健事業の利用状況

- 母子保健事業の利用は「3～4か月児健診」をはじめ「妊婦健康診査」や「こんにちは赤ちゃん訪問事業」などが7割以上と多くみられます。



(2) 市が力を入れるべき母子保健事業について

- 市が力を入れるべき母子保健事業については「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」が最も多く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービスの整備」「父親(パートナー)の育児への参加を促す取組」などが求められています。



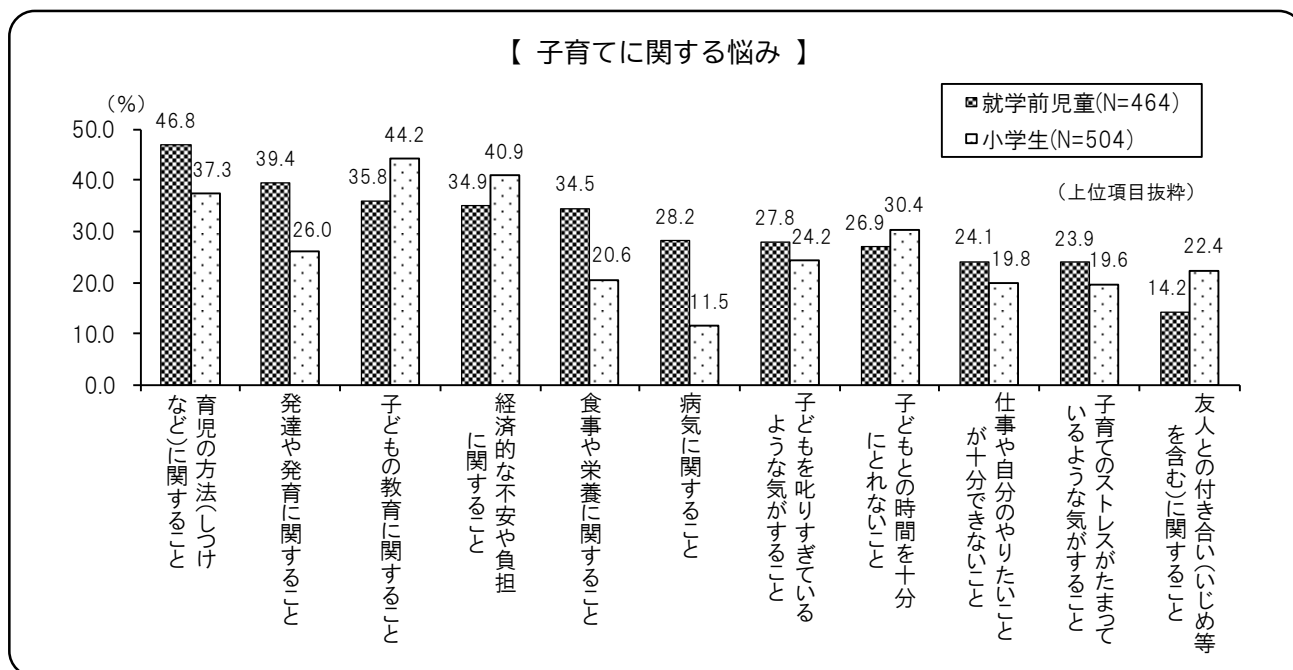
【 今後の課題・取組の方向性 】

- 母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実が必要です。
- 育児相談などが気軽に利用できるよう、多様な媒体を活用して周知を図るとともに、情報提供の充実や子育て中の親子が集える場の充実等が必要です。

7 子育て支援施策について

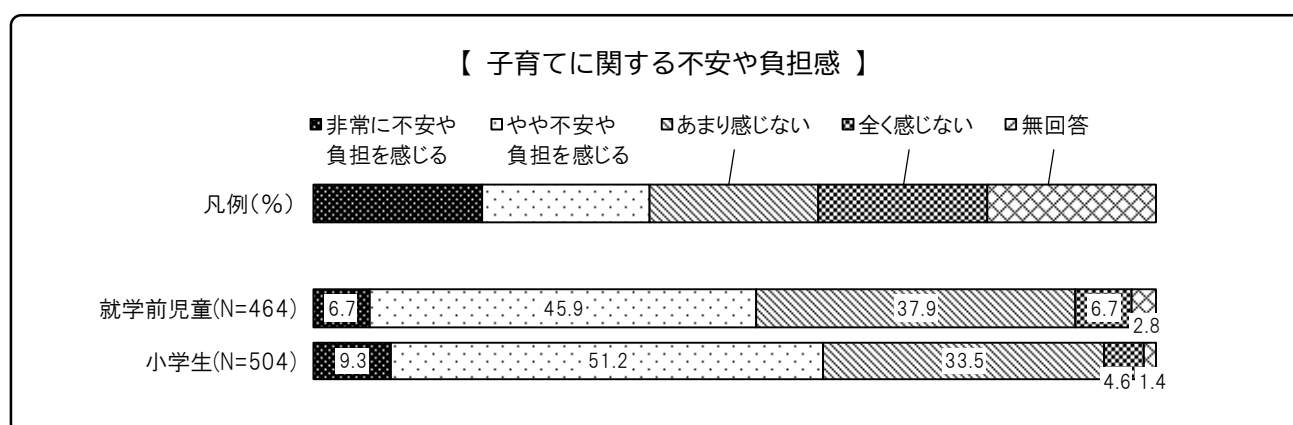
(1) 子育てに関する悩みなどについて

- 就学前児童保護者では、育児の方法（しつけなど）をはじめ、子どもの発達や発育、子どもの教育、経済的な不安などが、悩みとして上位に回答されています。小学生保護者では就学前児童に比べて、特に子どもの教育に関する悩みが多くみられます。



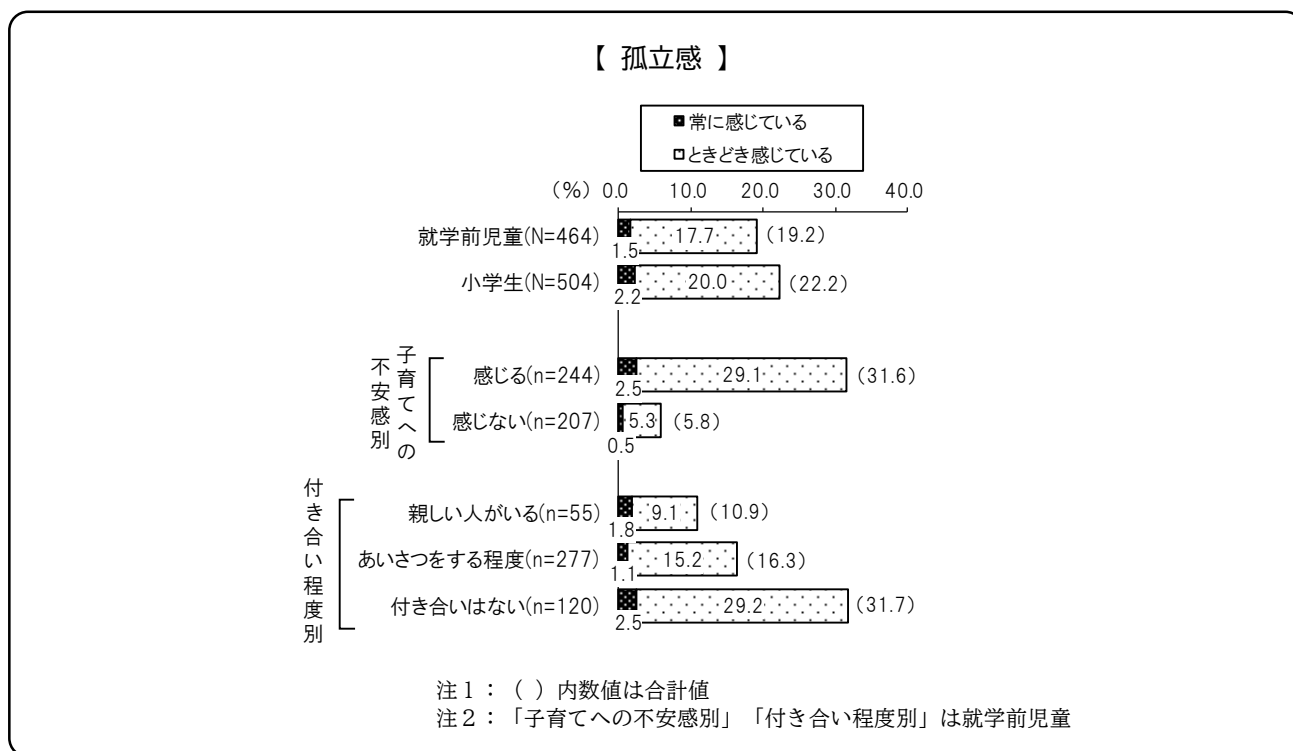
(2) 子育てに関する不安や負担感について

- 就学前児童、小学生保護者共に半数以上が、子育てに不安や負担を感じると回答しています。



(3) 孤立感について

- 就学前児童、小学生保護者共に、約2割が孤立を感じています。特に子育てに不安を感じる人や近所付き合いが薄い人ほど孤立を感じる割合が高くなっています。

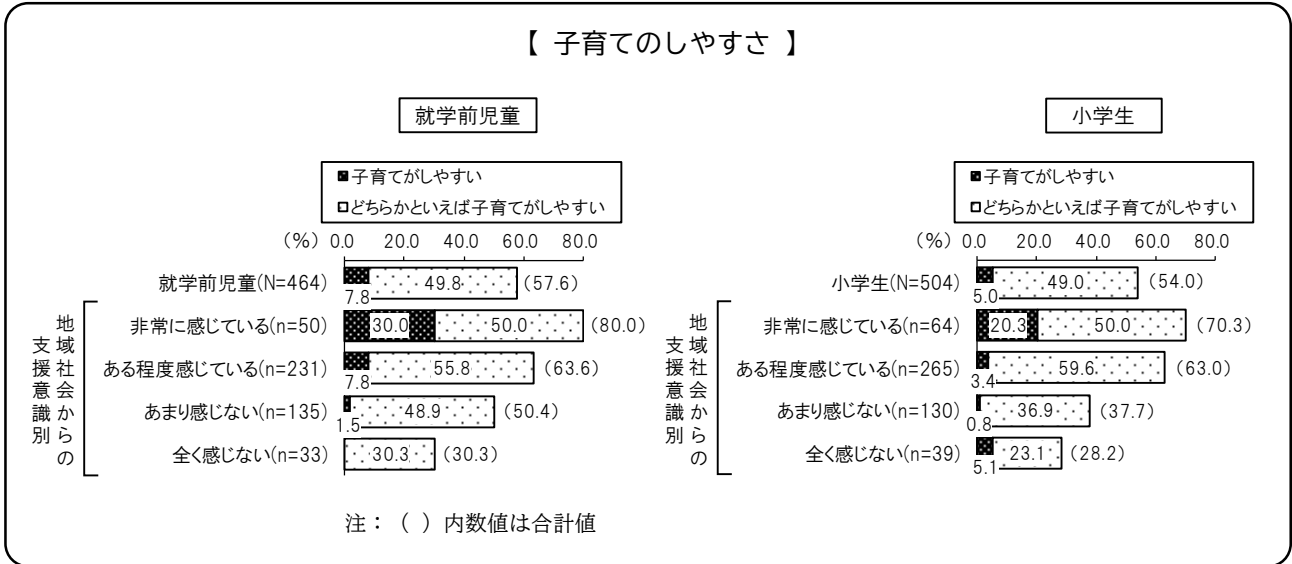


【 今後の課題・取組の方向性 】

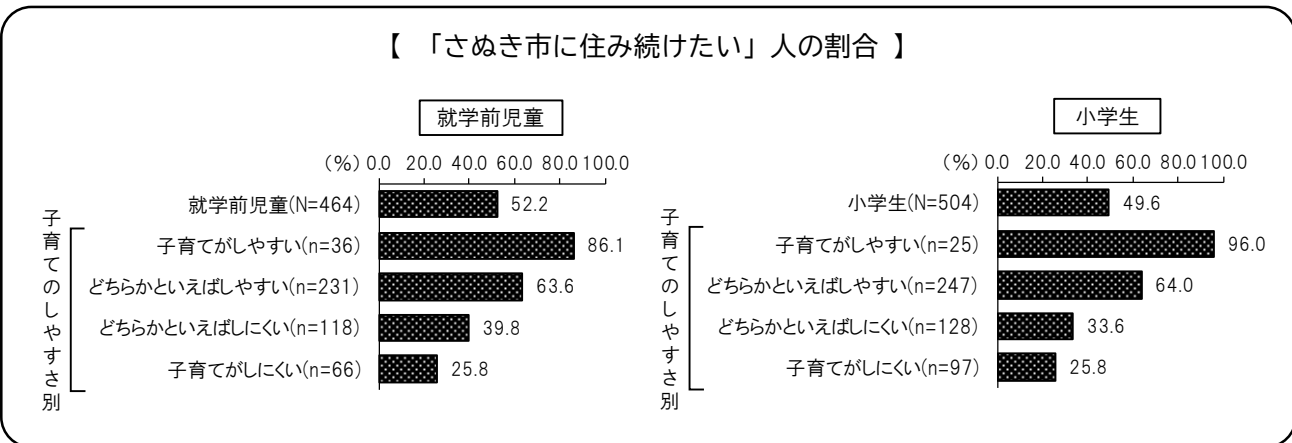
- 子育て中の保護者における不安や負担感の解消に向けた、相談支援等の充実が必要であるとともに、家庭の事情に応じた悩みや不安を相談できる体制の充実及び相談場所や機関の周知を図ることが必要です。

(4) 子育てのしやすさについて

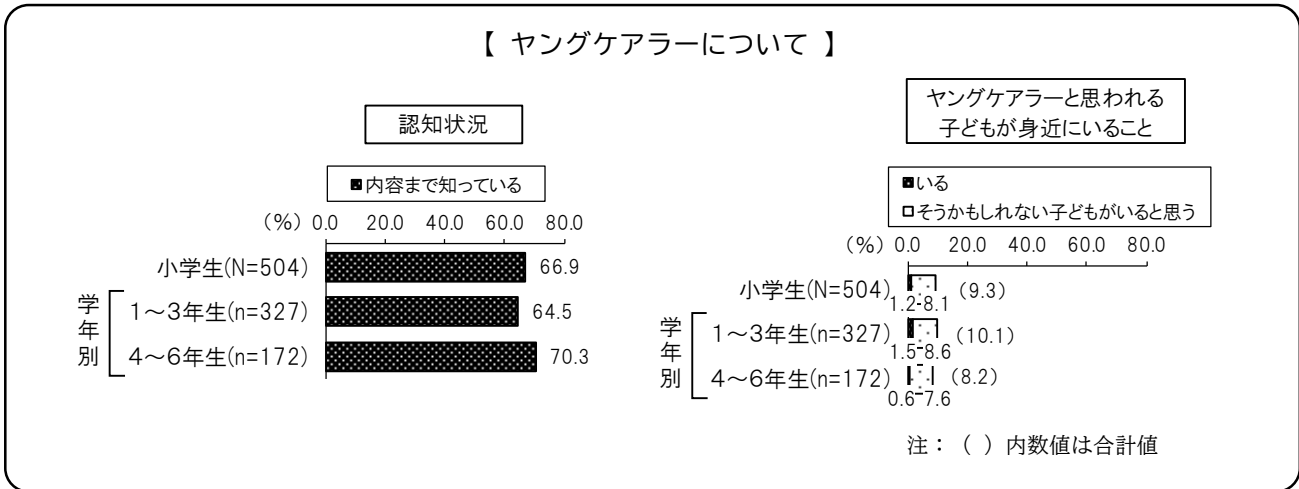
- さぬき市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童、小学生保護者共に過半数となっており、特に地域社会から支援意識を感じている人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。



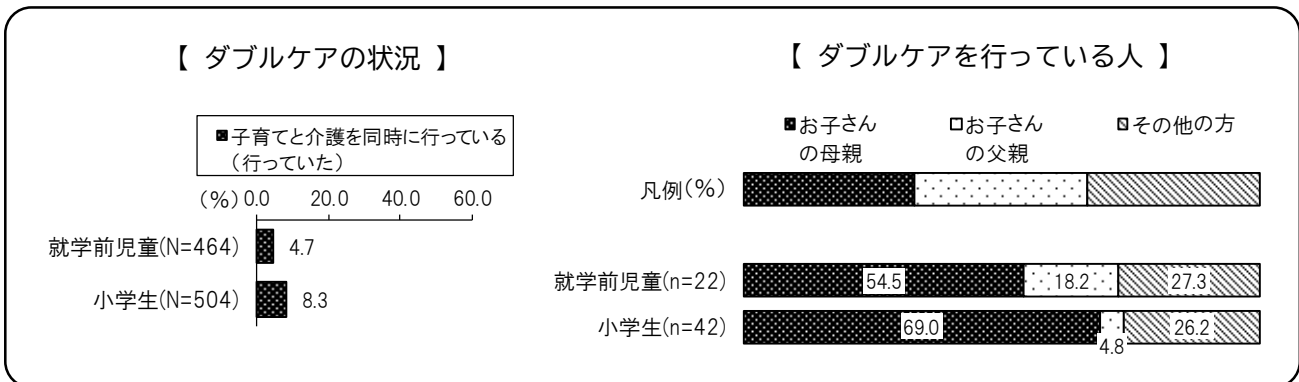
- これからもさぬき市に住み続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に約半数となっており、子育てしやすいまちだと感じる人ほどさぬき市に住み続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。



- ヤングケアラーについて、小学生保護者の6割以上が内容まで知っており、1割程度がヤングケアラーと思われる子どもが身近にいると回答しています。

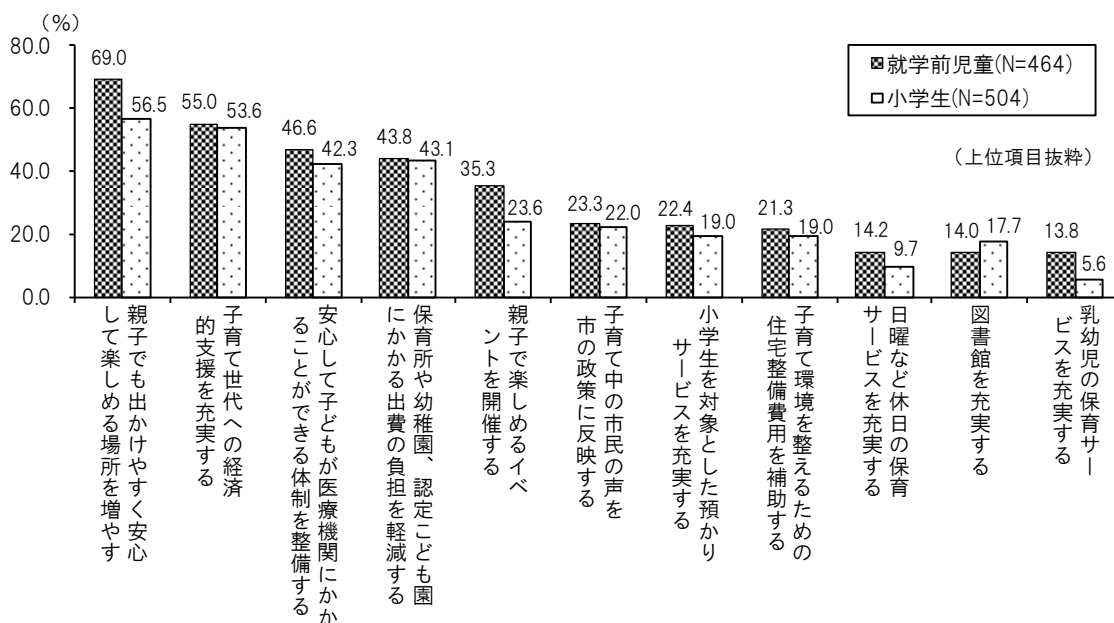


- 子育てと介護を同時に行うダブルケアの状況は、1割未満となっています。そのうち、小学生では約7割が母親と回答しており、就学前児童の母親の割合を大きく上回っています。



- 子育てしやすいまちにするために必要な支援として、就学前児童、小学生保護者共に、「親子でも出かけやすく楽しめる場所」「経済的支援」が上位に回答されています。

【 子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援 】



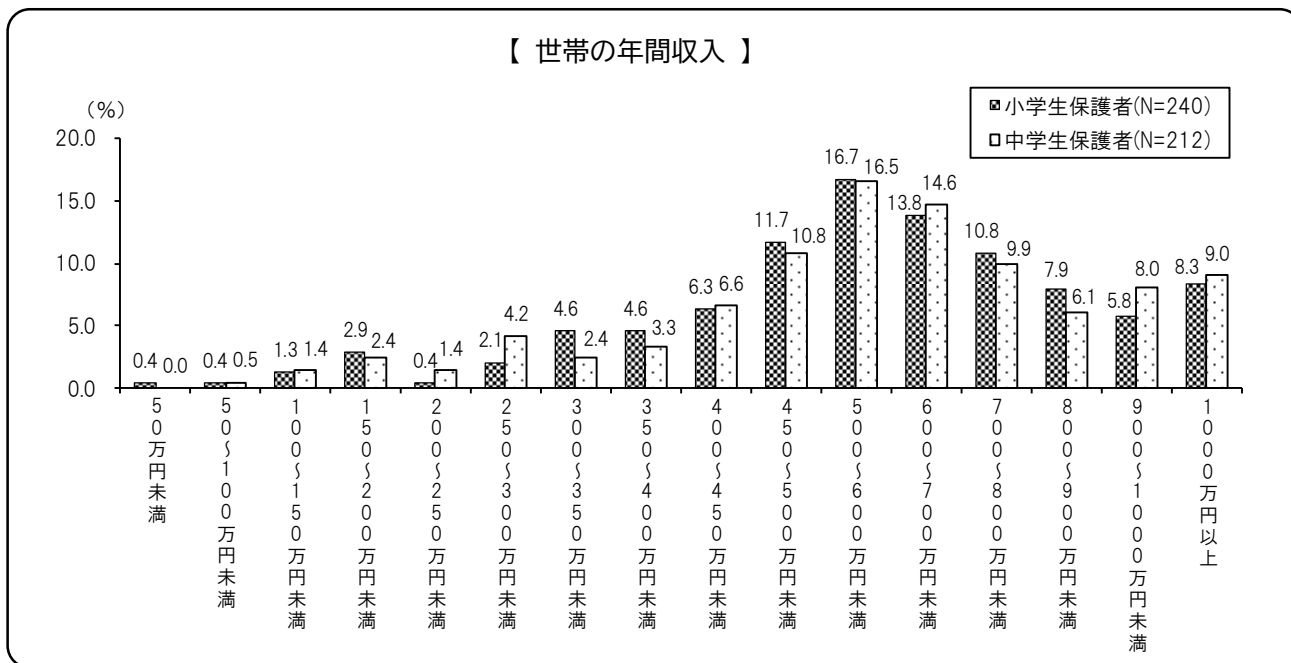
注：「保育所や幼稚園、認定こども園にかかる出費の負担を軽減する」の選択肢は、小学生では「小学校にかかる出費の負担を軽減する」となっている。

【 今後の課題・取組の方向性 】

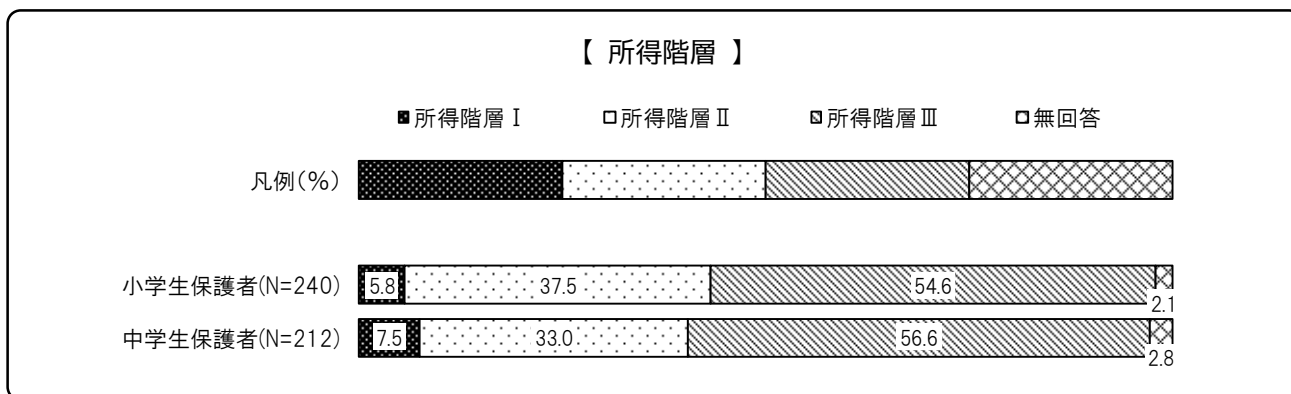
- 子育てのしやすさや本市で子育てを継続したいと考える人は、近所付き合いの深さなどとも大きな相関がうかがえます。地域で子育て支援の活動を推進する関係団体等への支援をはじめ、地域住民と保護者、関係機関が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりの一層の推進が必要です。

[2-1] 子どもの生活実態に関する調査（保護者）より

- 世帯全体の年間収入については、小学生保護者、中学生保護者共に「500～600 万円未満」の割合が最も高く「450～700 万円未満」で、全体の4割を占めています。



- 所得階層別では「所得階層Ⅰ（低所得）」に該当する小学生保護者は5.8%、中学生では7.5%みられました。

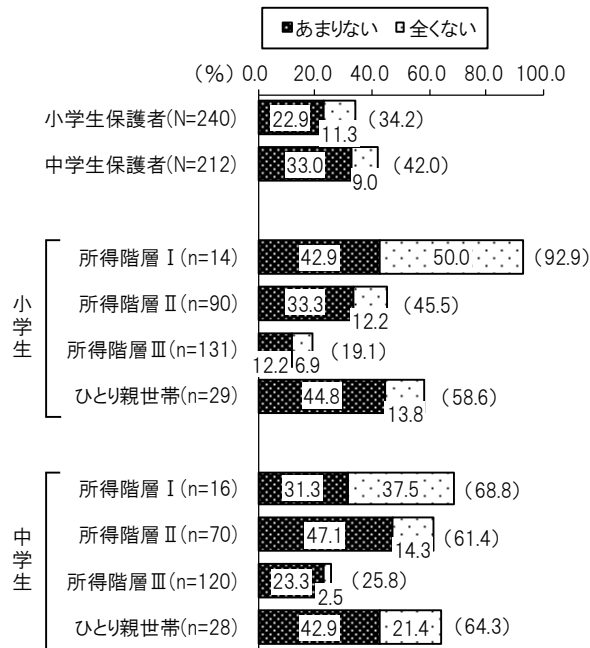


【 所得階層について 】

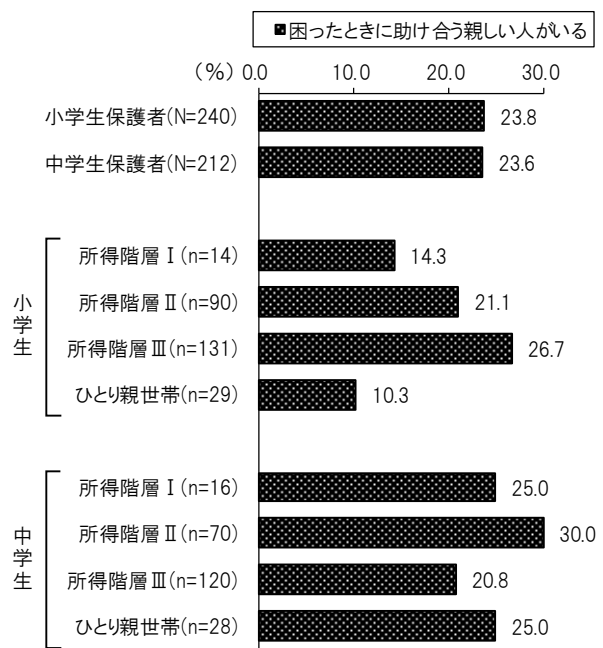
- ① 年間収入に関する質問において、回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。（例えば「50～100 万円未満」であれば75万円）
- ② 上記の値を、同居家族の人数の平方根をとった値で除す。
- ③ 上記①②の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで所得階層を分類する。
 - ・ 所得階層Ⅰ：中央値の2分の1未満
 - ・ 所得階層Ⅱ：中央値の2分の1以上かつ中央値未満
 - ・ 所得階層Ⅲ：中央値以上

- 現在の生活の経済的ゆとりについて、小学生保護者の場合、所得階層 I で「ゆとりがない」が他の階層を大きく上回っており、また、ひとり親世帯の6割が「ゆとりがない」と回答しています。
- 近所の人との付き合い程度をみると、約2割が「困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答していますが、小学生保護者では所得階層が低いほど「ほとんど近所付き合いはない」が多くみられます。

【 経済的ゆとりの状況 】



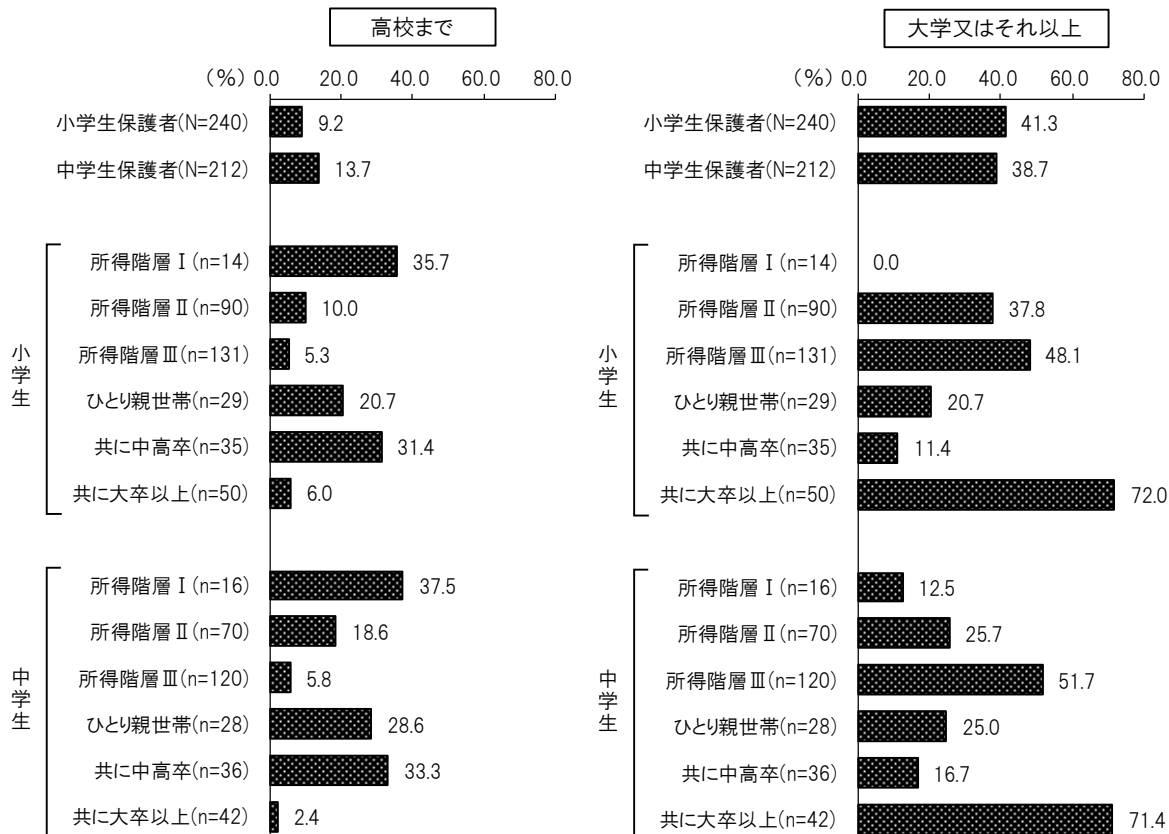
【 近所付き合いの状況 】



注：（ ）内数値は合計値

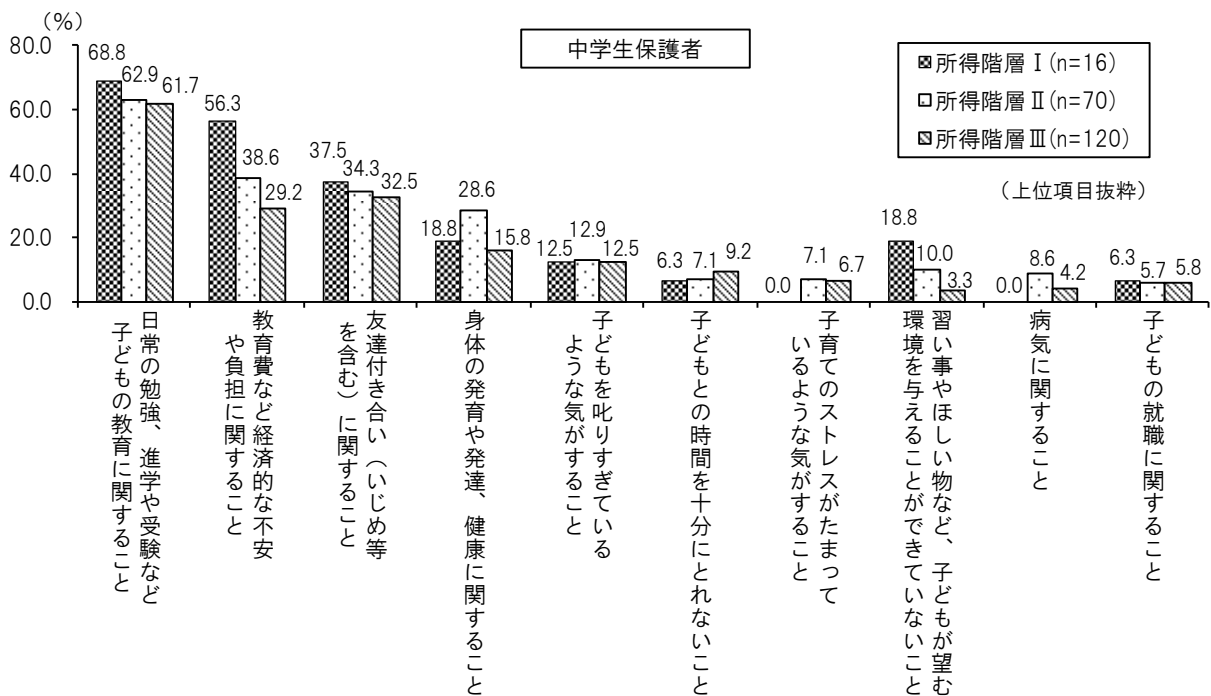
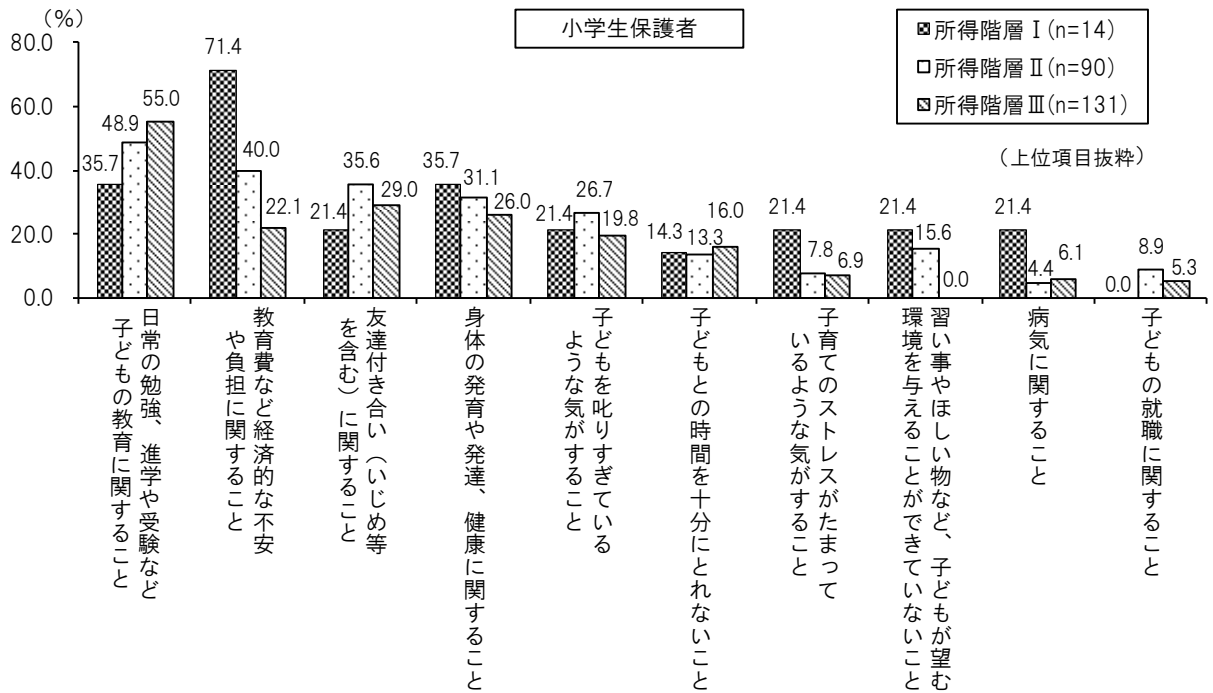
- 子どもの進学先については、所得階層が低いほど「高校まで」の割合が高く、所得階層が高いほど「大学又はそれ以上」の割合が高くなっています。また、保護者の最終学歴別では、共に中高卒では「高校まで」、共に大卒以上で「大学又はそれ以上」がそれぞれ他の層に比べて多く、相関性がうかがえます。

【 子どもの進学先 】



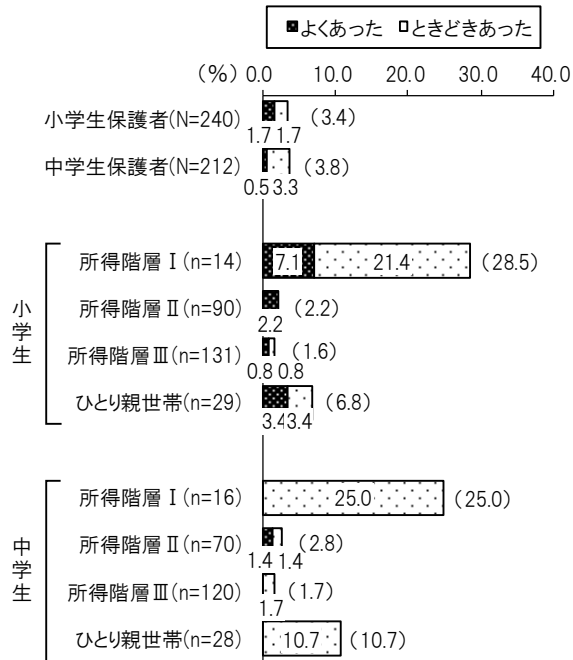
- 子どものことでの悩みは「日常の勉強、進学や受験など子どもの教育に関すること」を筆頭に「教育費など経済的な不安や負担に関すること」「友達付き合い（いじめ等を含む）に関すること」などが続きます。また、所得階層Ⅰで「教育費など経済的な不安や負担に関すること」が他の階層を大きく上回っています。

【子どもに関する悩み】

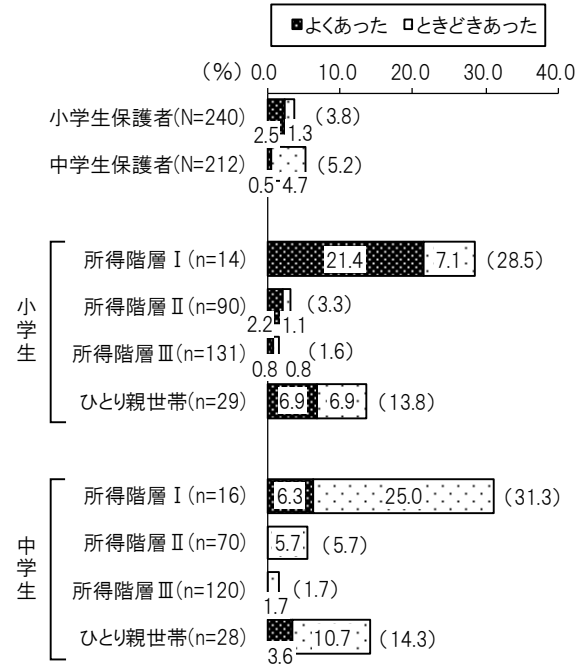


- 食料が買えなかった経験について「あった」は1割程度ですが、所得階層Ⅰやひとり親世帯では、その割合が高くなっています。
- 衣服についても同傾向ですが、特に小学生の所得階層Ⅰにおいて「よくあった」割合の高さが目立っています。

【 食料が買えなかった経験 】

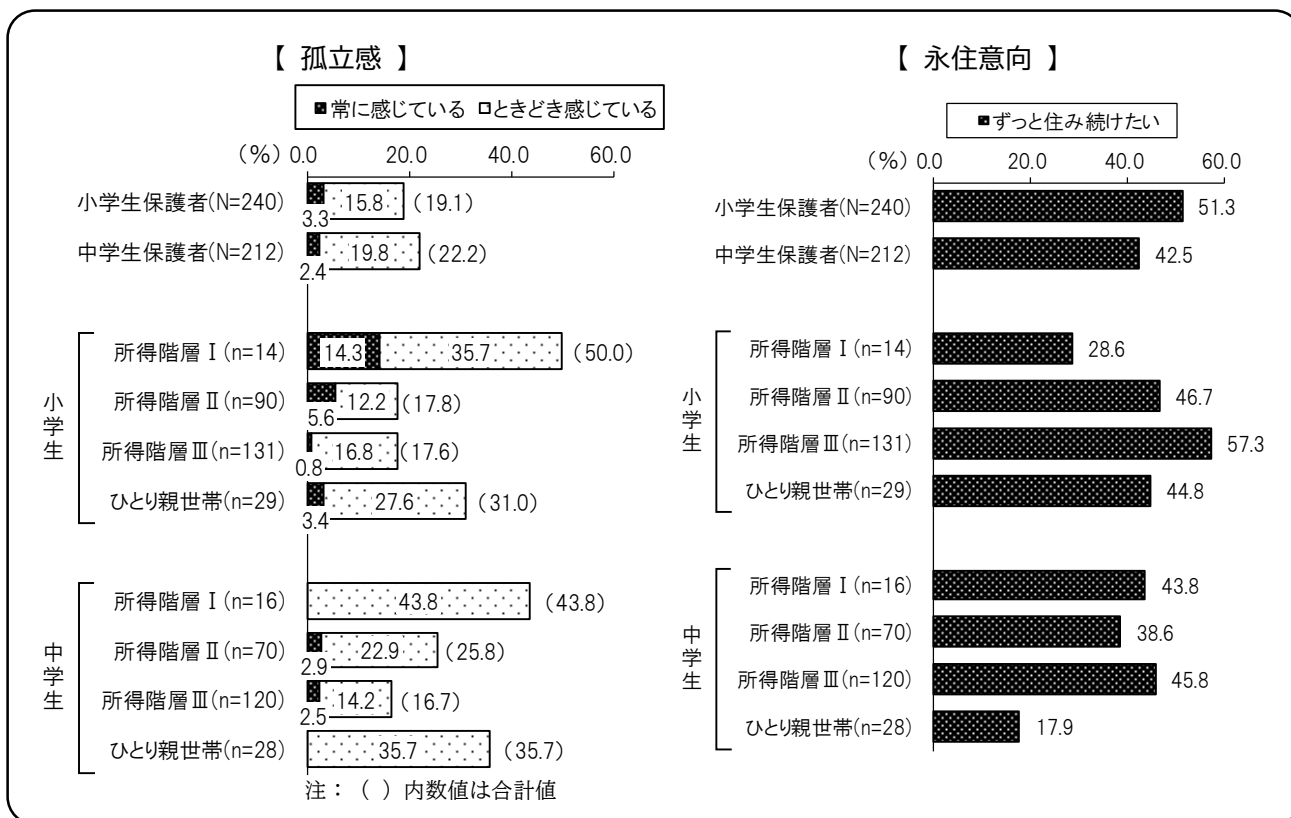


【 衣服が買えなかった経験 】

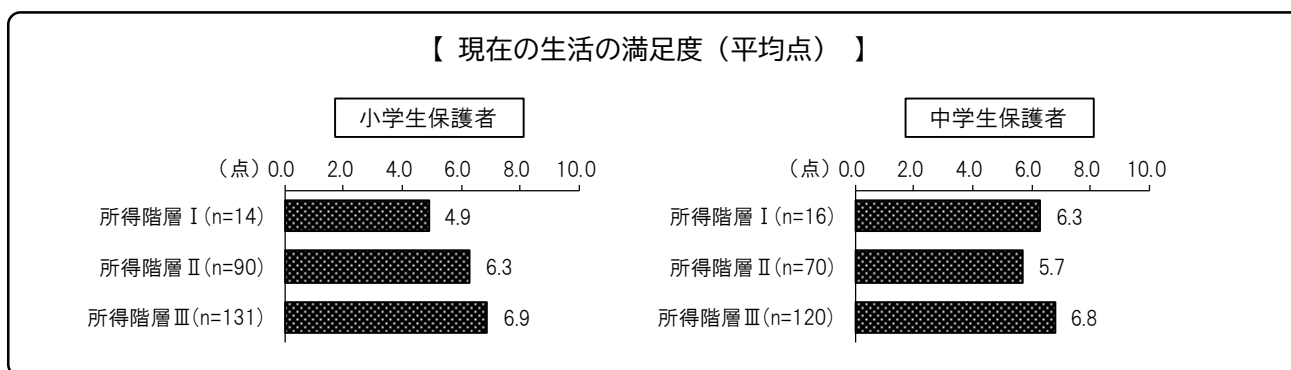


注：（ ）内数値は合計値

- 「孤立を感じている」人は2割前後ですが、所得階層Ⅰでは他の階層に比べて高くなっています。
- さぬき市に「ずっと住み続けたい」割合は、小学生保護者で半数以上、中学生保護者で4割以上みられますが、特に小学生保護者において、所得階層が低い層ほどその割合は低下する傾向にあります。

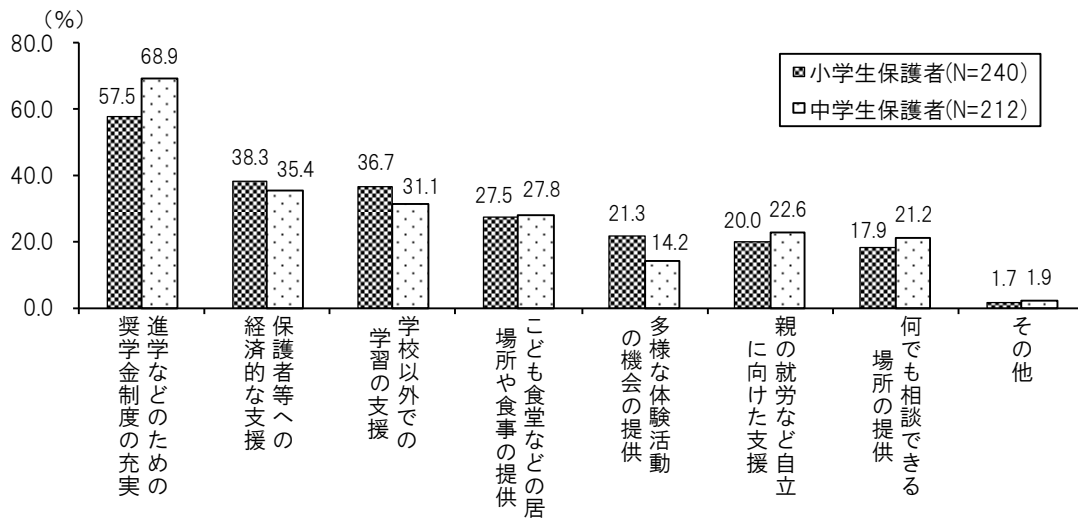


- 現在の生活の満足度について、平均点数は、小学生保護者で 6.5 点、中学生保護者で 6.4 点となっていますが、小学生保護者は所得階層が低いほど点数も低い傾向にあります。



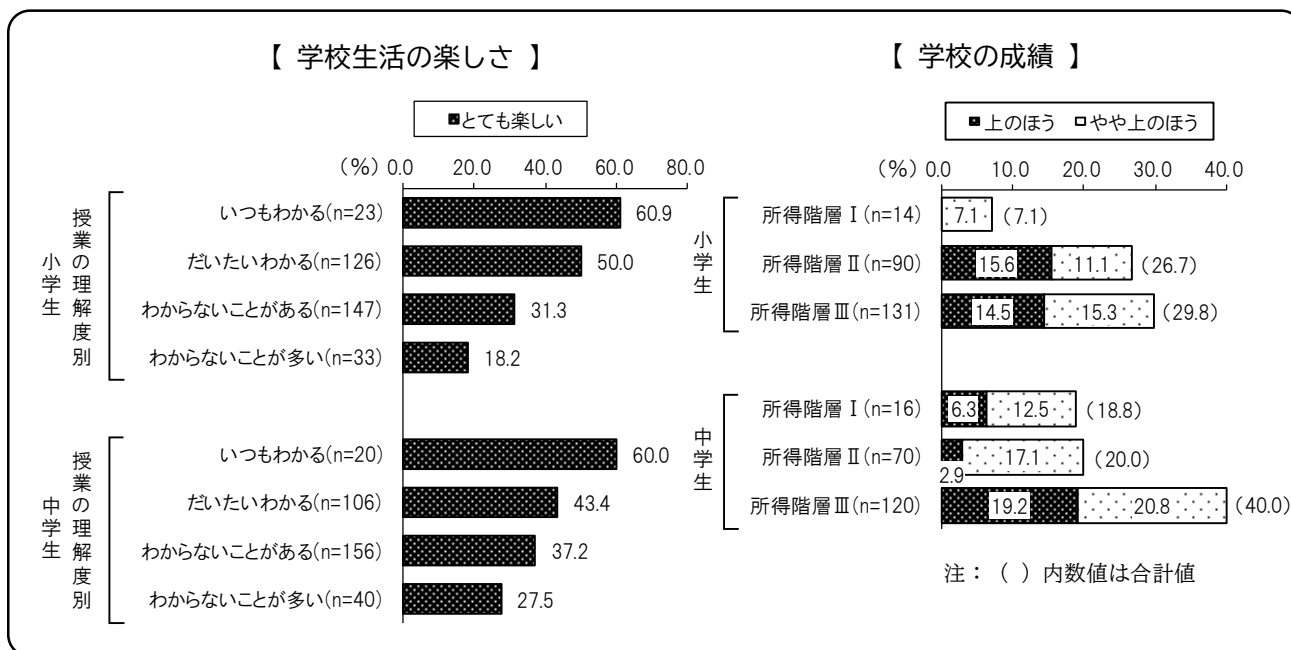
- 子どもの貧困に関して必要だと思う支援については「進学などのための奨学金制度の充実」を筆頭に「保護者等への経済的な支援」「学校以外での学習の支援」「こども食堂などの居場所や食事の提供」の順となっています。

【 子どもの貧困に関して必要だと思う支援 】

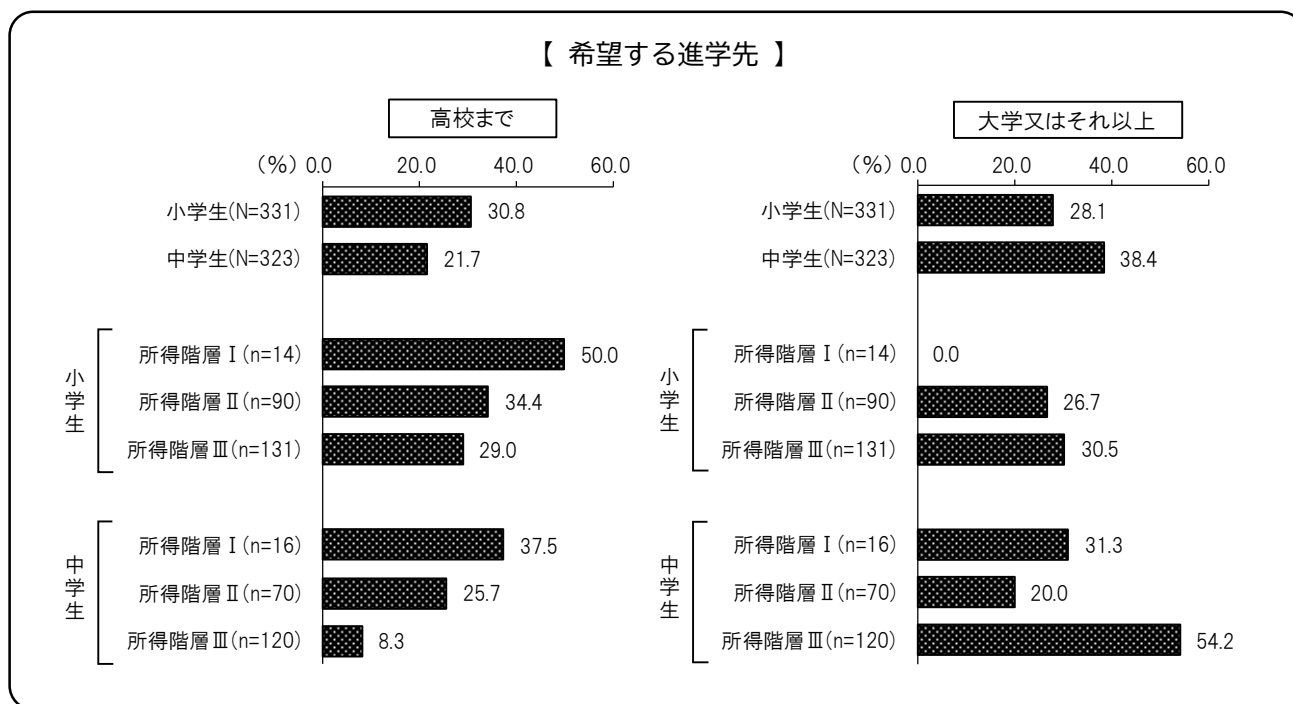


[2-2] 小学生・中学生の生活についてのアンケート調査（児童・生徒）より

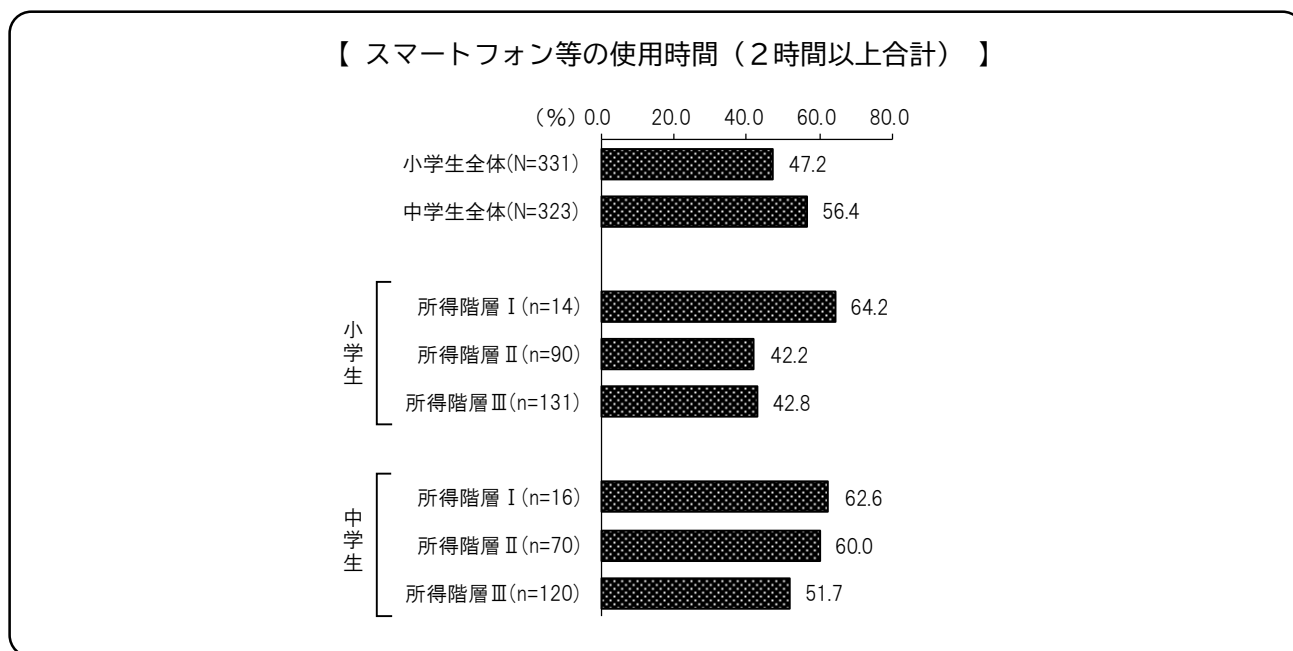
- 学校生活の楽しさについては、小学生、中学生共に授業の理解度と大きな相関性がうかがえます。
- 学校の成績については、所得階層が高い層ほど「上のほう」の割合が高く、相関性がうかがえます。



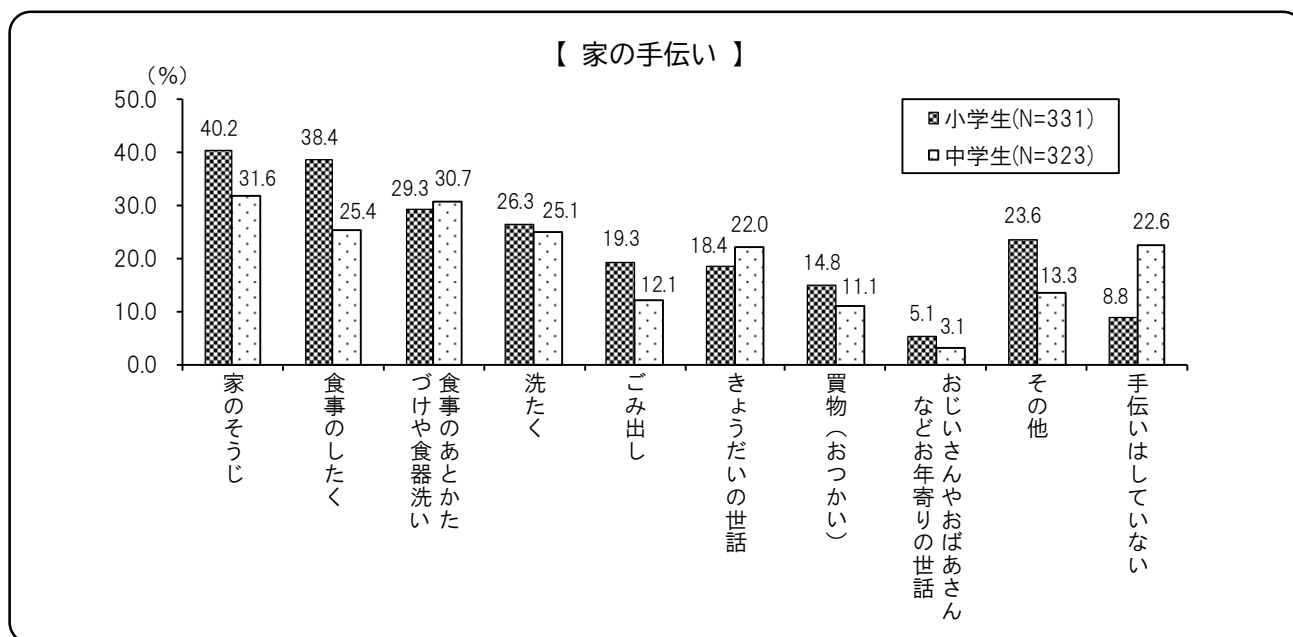
- 希望する進学先については、保護者の傾向と同様、所得階層が低い層ほど「高校まで」の割合が高く、中学生の所得階層Ⅲでは「大学またはそれ以上」の割合が他の階層に比べて高くなっています。



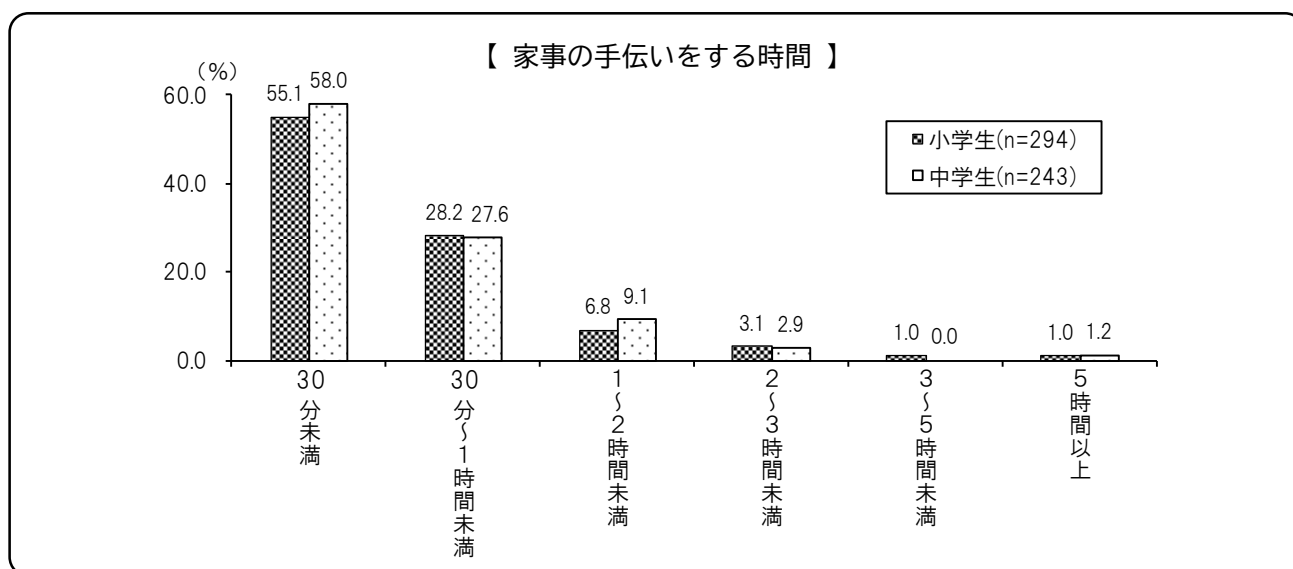
- スマートフォン等の使用時間について、所得階層別では、小学生、中学生共に所得階層が低い層ほど使用時間も長い傾向にあります。



- 家の手伝いについては「家のそうじ」が最も多く、次いで、小学生は「食事のしたく」、中学生は「食事のあとかたづけや食器洗い」の順となっています。一方、中学生の2割以上が「手伝いはしていない」と回答しています。

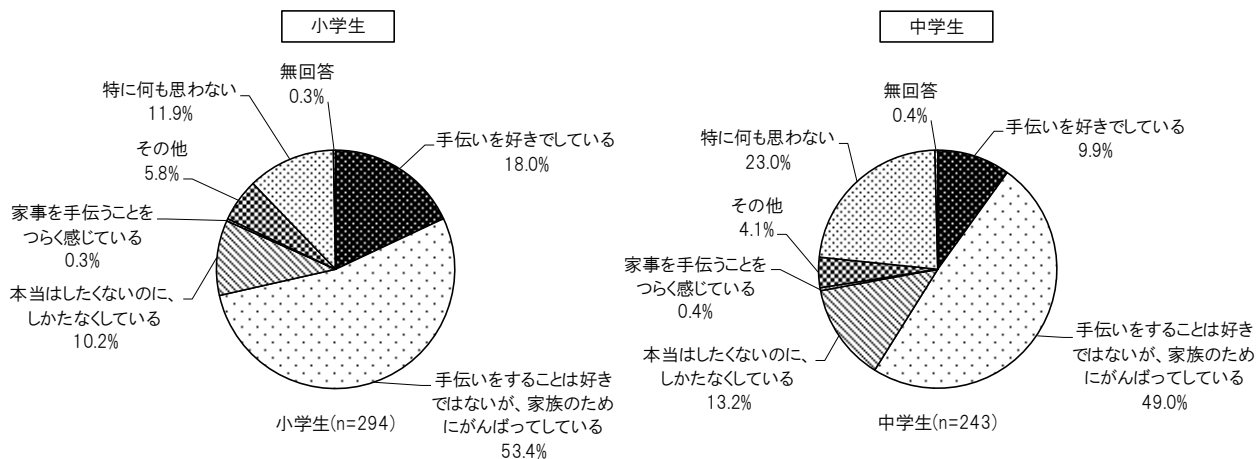


- 家事の手伝いをする時間については「30分未満」が最も多くなっていますが、「2時間以上」と回答した児童・生徒も僅かながらみられます。



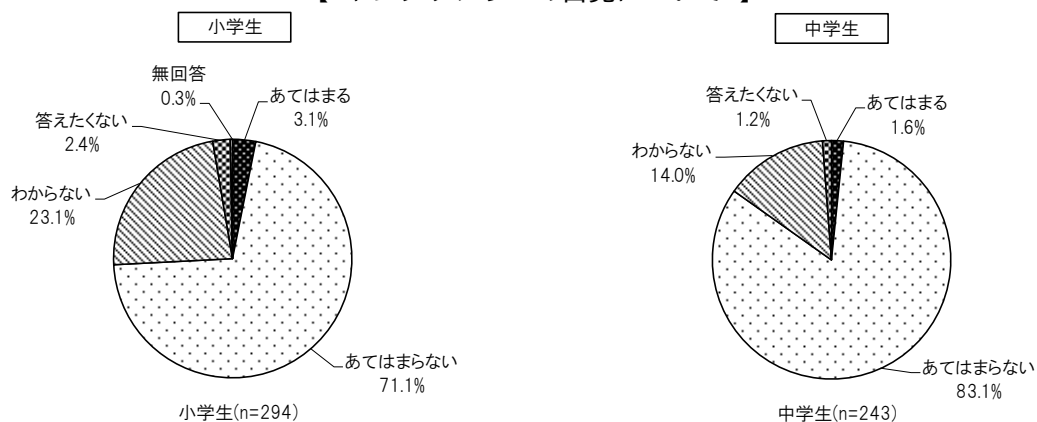
- 家事の手伝いについて「手伝いをするのは好きではないが、家族のためにがんばっている」の割合が最も高くなっていますが「しかたなくしている」や「つらく感じている」児童・生徒も一定程度みられます。

【 家事の手伝いに対する思い 】



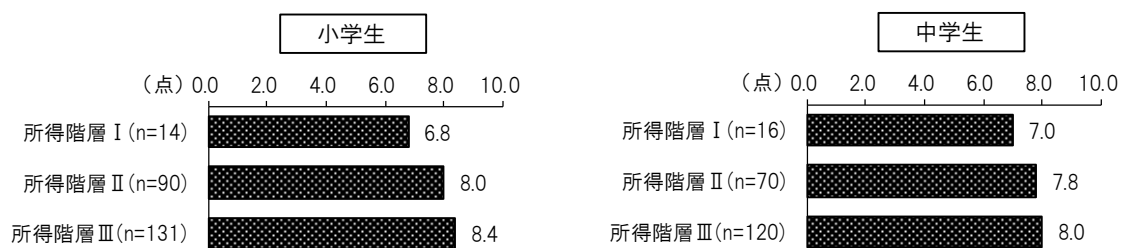
- ヤングケアラーの自覚について、小学生の3.1%、中学生の1.6%が「あてはまる」と回答しています。

【 ヤングケアラーの自覚について 】



- 現在の生活の幸福度については、小学生、中学生共に所得階層Ⅰで低くなっています。

【 現在の生活の幸福度（平均点） 】



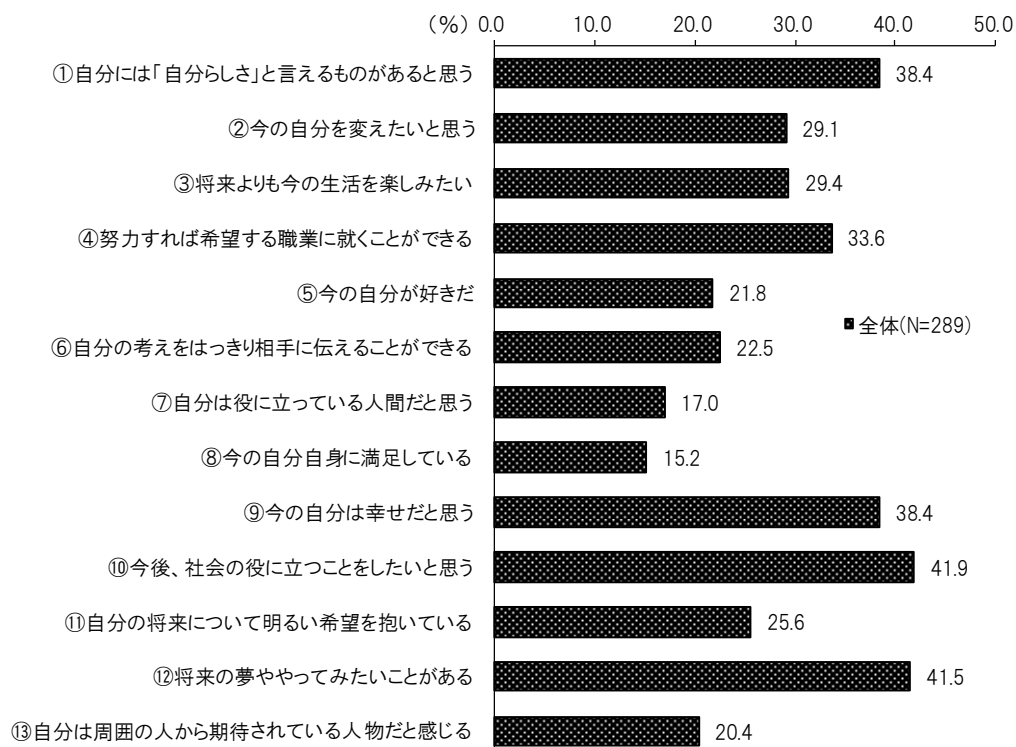
【 子どもと保護者の関連からみる今後の課題・取組の方向性 】

- 子どもの進学に対する意識は、保護者の所得階層が低い場合「高校まで」、所得階層が高いと「大学まで」など、所得階層によって意識差が大きく、保護者の学歴とも相関性がうかがえます。さらに、子どもは、学校を楽しいと思うほど、授業もよく理解している傾向があるといった相関性がみられるとともに、所得階層が高いほど、子どもの学校の成績も良好であるといった傾向がみられます。親の所得等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境など、子どもの学びの支援体制を構築し、本人の意思で進学先を選択できるような環境づくりが必要です。
 - 保護者は、所得階層が低いほど孤立感を意識する割合が高く、他の階層を大きく上回っており、ひとり親家庭でも高くなっています。また、所得階層が低い層ほど永住意向も低く、生活に対する満足度も低い状況です。悩み等を誰にも相談できずに抱え込むことを防止するとともに、孤立を防止するためにも、市の相談窓口をはじめ公的な相談機関の周知や利用の促進が求められます。
 - 子どもが家事や家族の世話などを行っている時間は、1日1時間未満で大半を占めていますが、3～5時間以上担っているケースも僅かながらみられます。また、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答した子どもは数パーセントで「家事等をしかたなくしている」「家事等をすることがつらい」といった意識を持つ子どもも僅かながらみられ、ヤングケアラーの疑いが持たれます。子どもが自分の希望を持ち、実現に向けて努力できるよう、現状を適切に把握し、支援していくことが求められます。
 - 所得階層が高い保護者の悩みが、子どもの教育や勉強のことであるのに対して、所得階層が低い保護者が抱える悩みは、教育費など経済的な不安や負担が多く、大きな差がみられます。また、食料や衣服が買えなかった経験がある人は、所得階層が低い層に多くみられます。子どもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援が必要な世帯への手当等の助成と、それらの制度の周知を図る必要があります。
 - 「困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答した保護者は、所得階層が高いほど多く、低いほど少ない状況です。子どもや子育て家庭への支援には、地域住民の協力や協働が必要です。誰もが福祉課題に関心を持ち、誰一人取り残さないためにも見守り活動を含む支援体制の構築をはじめ、地域住民や関係機関、行政とのネットワークづくりが必要です。
-

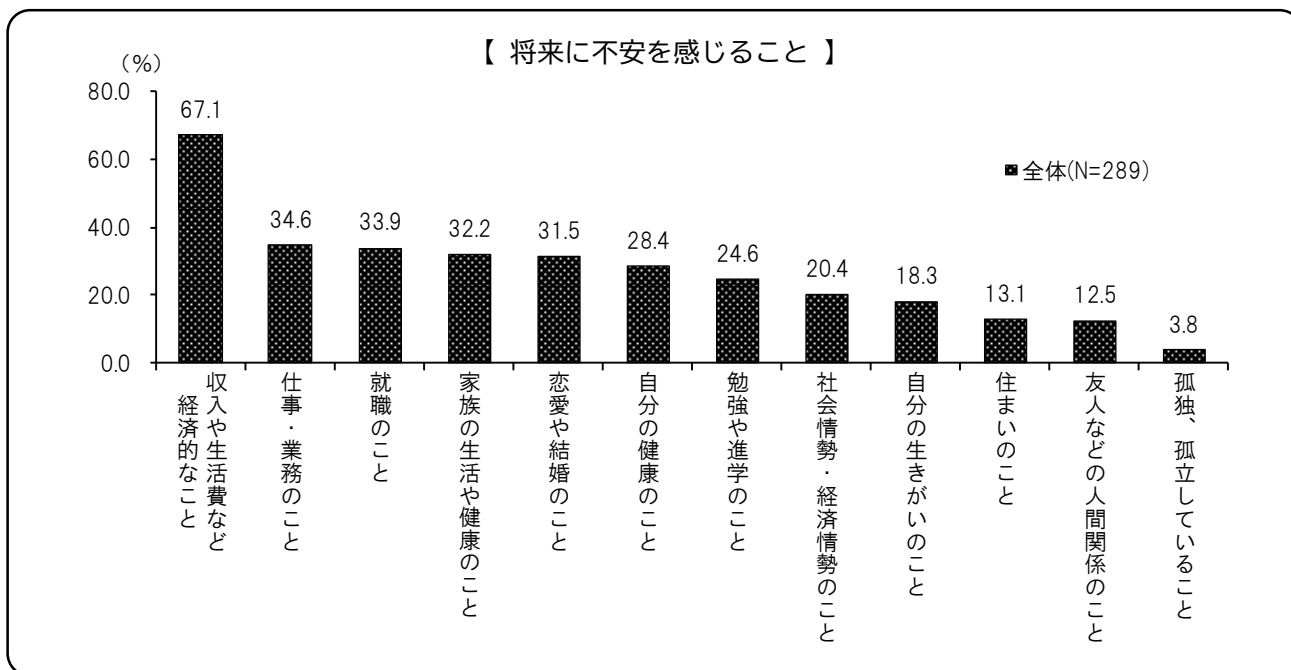
[3] さぬき市市民の意識と生活に関するアンケート調査より（16歳～29歳の市民）

- 現在の思いや意識については「あてはまる」割合が高い順に「⑩ 今後、社会の役に立つことをしたいと思う」「⑫ 将来の夢ややってみたいことがある」「① 自分には自分らしさと言えるものがあると思う」「⑨ 今の自分は幸せだと思う」などの順となっています。

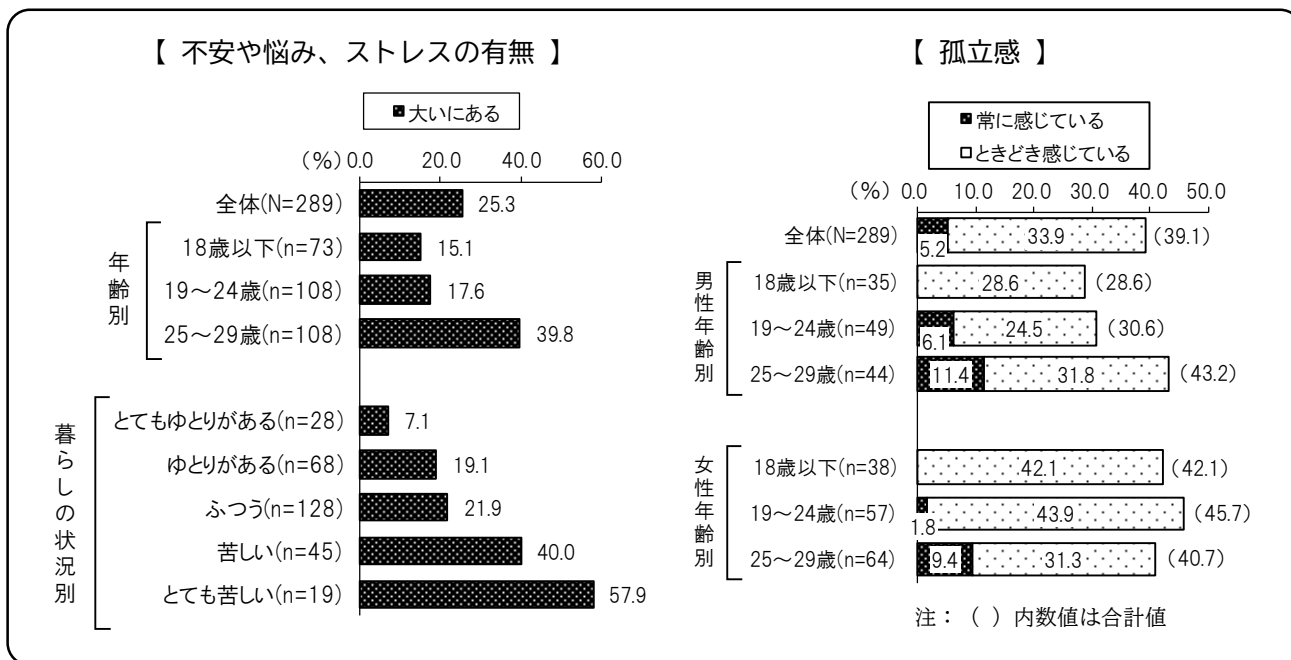
【 現在の思いや意識（「あてはまる」の割合） 】



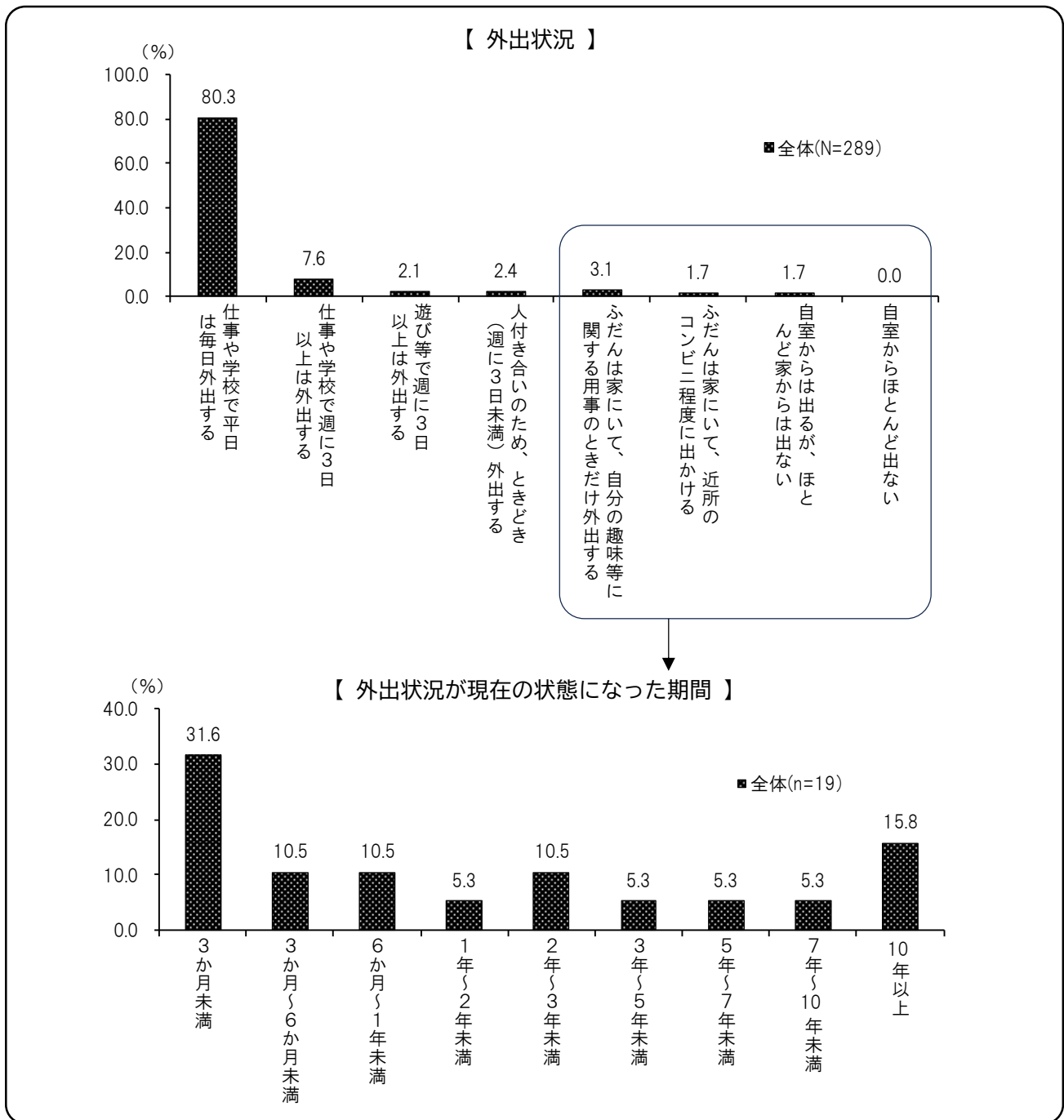
- 将来への不安については「収入や生活費など経済的なこと」を筆頭に「仕事・業務のこと」「就職のこと」「家族の生活や健康のこと」などの順となっており、経済的な不安が上位に回答されています。



- 不安や悩み、ストレスについては、年齢が上がるほど、また、暮らしが苦しい層ほどストレスを抱えている若者が多くなっています。
- 孤立感については、男女共に年齢が上がるほど孤立を感じる割合も高い傾向にあります。

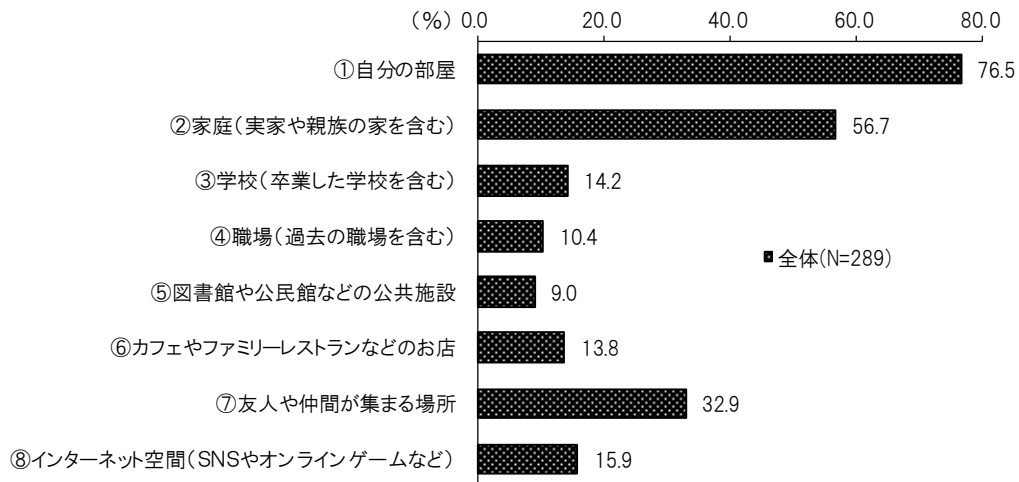


- 外出状況については、大半が「仕事や学校で平日は毎日外出する」と回答していますが、外出をしない人において、その期間が「10年以上」に上る人が1割台みられます。



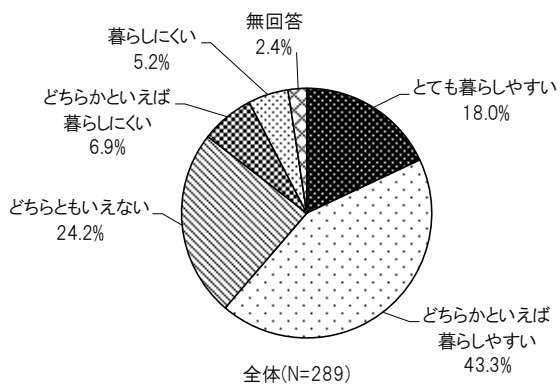
- 「居心地の良い場所」について「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分の部屋」「② 家庭(実家や親族の家を含む)」「⑦ 友人や仲間が集まる場所」の順となっています。

【 居心地の良い場所（「あてはまる」の割合） 】

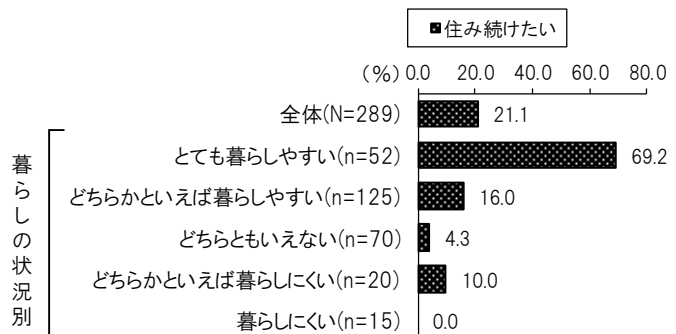


- さぬき市を「暮らしやすい」と考える人は6割以上みられます。また、約2割がさぬき市に「住み続けたい」と回答していますが、暮らしやすさの評価が高い人ほどその割合も高い傾向にあります。

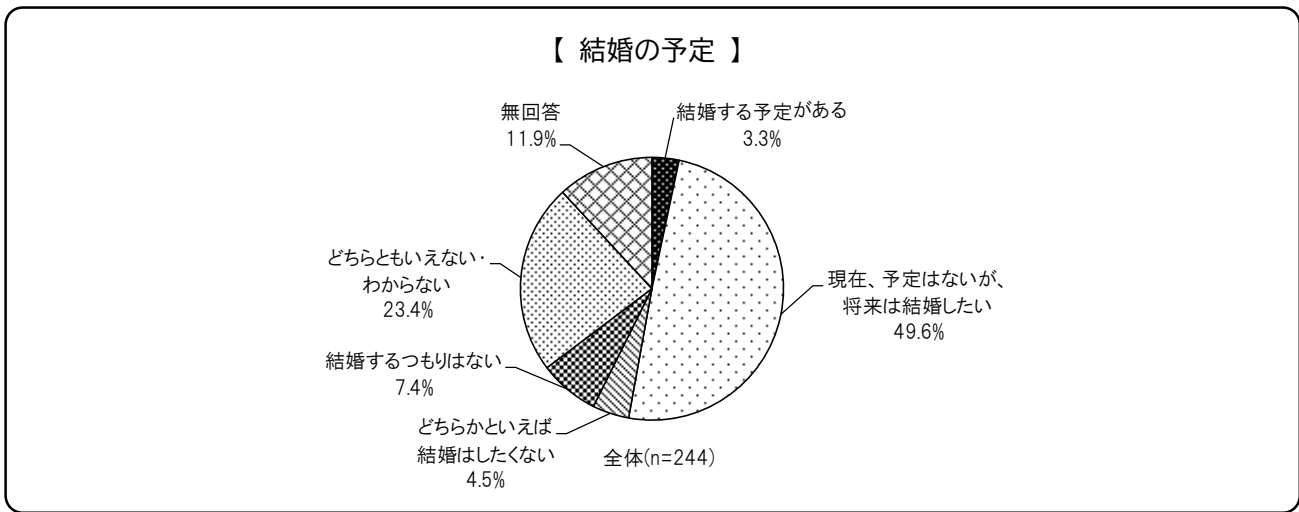
【 さぬき市の暮らしやすさ 】



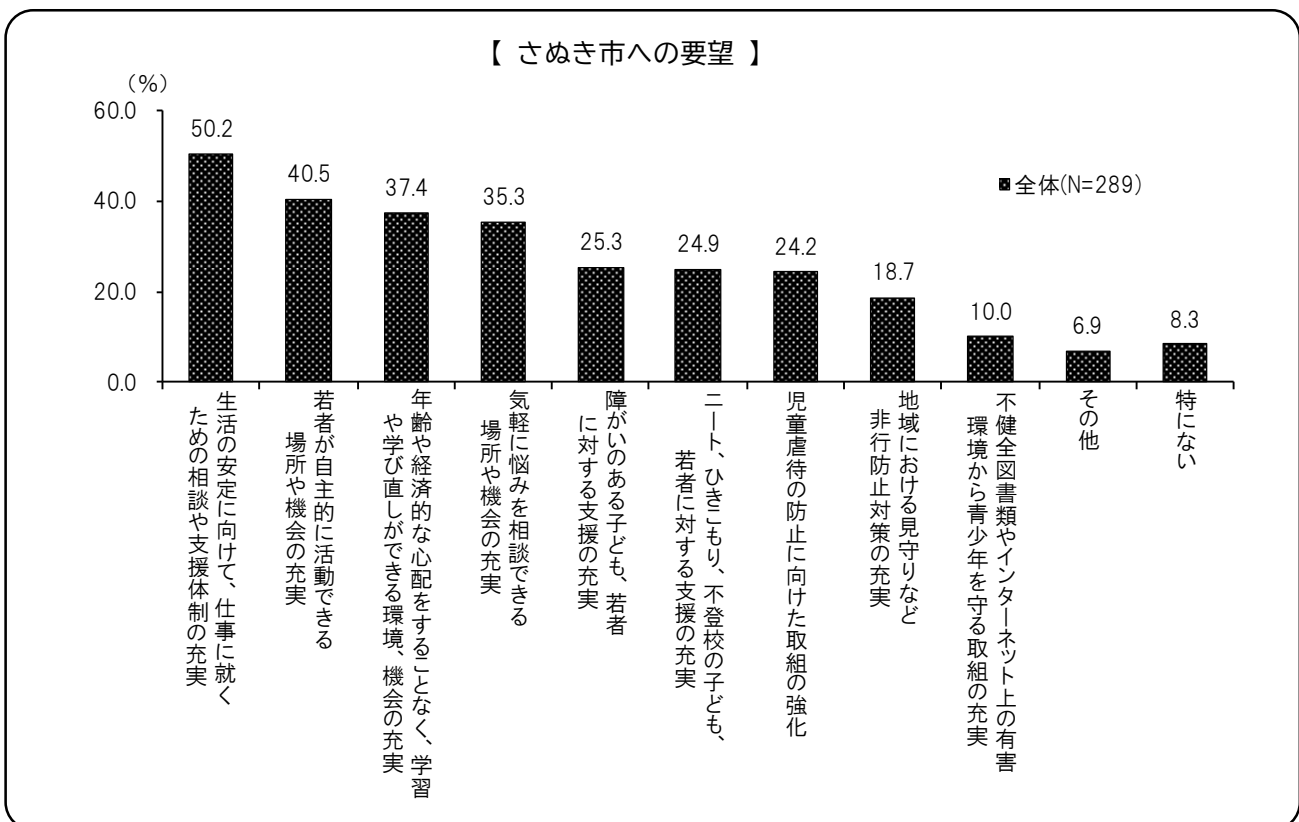
【 永住意向 】



- 結婚については、約半数が「現在、予定はないが、将来は結婚したい」と回答していますが「どちらかといえば結婚はしたくない」「結婚するつもりはない」の合計は11.9%となっています。



- 市に取り組んでもらいたいことについては「生活の安定に向けて、仕事に就くための相談や支援体制の充実」を筆頭に「若者が自主的に活動できる場所や機会の充実」「年齢や経済的な心配をすることなく、学習や学び直しができる環境、機会の充実」などの順となっています。



【 今後の課題・取組の方向性 】

- 「将来の夢ややってみたいことがある」と回答した若者は4割みられますが、その将来に対して「明るい希望を持っている」人は2割台に低下します。将来への不安としては「収入や生活費など経済的なこと」が最も多く、ほかの項目を大きく上回っています。また、不安や悩み、ストレスを抱え、孤立を感じている若者は、いずれも20代後半で最も多く、現在の暮らしが苦しい人ほどストレス等も多い傾向にあります。若者が不安や悩みを抱え、孤立することがないように、適切な相談や支援につながるような、相談支援体制の構築が必要です。
 - ふだんは家にいて外に出ないなど、いわゆる「ひきこもり」の疑いがある若者が、市内にも少なからず存在しています。アウトリーチ（訪問支援）を含めた相談支援や一人一人に適した居場所づくりに向けた取組が必要です。
 - さぬき市を「とても暮らしやすい」と思う若者ほど、さぬき市に「住み続けたい」と回答しており「暮らしにくい」と思う人との大きな差がみられます。また、現在、未婚の若者における今後の結婚希望者は、予定者も含めて過半数を占めています。今後の生活の安定に向けて、就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる居場所づくりの検討、学びの場の環境整備など、若者への多様な支援体制づくりが求められています。
-

第4章 こども施策の推進に関する考え方

【1】基本的な方針と基本理念

【2】施策体系

第5章 子ども・子育て支援施策の展開（「第3期 さぬき市子ども・子育て支援事業計画」）

【1】施策の展開（次世代育成支援行動計画） ※ 下記項目は第2期計画の体系を「仮置き」しています。

【基本目標1】安心して産み・育てられる支援体制の整備

- (1) 子育て支援の情報提供・相談体制の充実
- (2) 子育て支援サービスの計画的な推進
- (3) 地域ぐるみの子育て支援
- (4) 子育てについて学ぶ環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本目標2】母性と乳幼児の健康づくりの支援

- (1) 母子保健の充実
- (2) 小児医療の充実
- (3) 思春期保健対策の推進
- (4) 食育の推進

【基本目標3】のびのびと育つ環境づくり

- (1) 学校などでの子どもの健やかな成長支援
- (2) 地域のなかで子どもが育つ環境の整備
- (3) 有害環境対策の推進と非行等の防止

【基本目標4】配慮が必要な子どもや家庭への支援

- (1) ひとり親家庭等の自立支援
- (2) 障害児施策の充実
- (3) 児童虐待防止対策の推進
- (4) 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策推進計画）→ 第5章へ

【基本目標5】安心して暮らすことのできる基盤の整備

- (1) 子育てにやさしい生活環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

[2] 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

【1】子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について

- 1 量の見込みと提供体制の対象サービス
- 2 量の見込みと提供体制推計の考え方

【2】教育・保育提供区域の設定と量の見込みの算出について

【3】教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

【4】地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

第6章 子どもの貧困対策の推進（「子どもの貧困対策推進計画」）

第7章 子ども・若者への支援対策の推進（「子供・若者計画」）

第8章 計画の推進体制